

合併協定書

宇都宮市

上河内町

河内町

1 合併の方式

合併の方式は編入とし，河内郡上河内町及び同郡河内町を廃止し，その区域を宇都宮市に編入するものとする。

2 合併の期日

合併の期日は，平成19年3月31日とする。

3 新市の名称

新市の名称は，宇都宮市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は，宇都宮市旭1丁目1番5号とする。

5 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- 1 上河内町及び河内町の議会議員は，合併の日の前日をもって失職する。
- 2 合併後，最初に行われる一般選挙から，宇都宮市議会議員の定数を50人とする。
- 3 合併後，最初に行われる一般選挙に限り，合併前の宇都宮市，上河内町及び河内町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け，これらの選挙区の議会の議員の定数を合併前の宇都宮市の区域を区域とする選挙区45人，合併前の上河内町の区域を区域とする選挙区1人，合併前の河内町の区域を区域とする選挙区4人とする。

6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 上河内町及び河内町の農業委員会は，合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。
- 2 上河内町及び河内町農業委員会の委員のうち，選挙委員は，市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し，宇都宮市農業委員会委員の残任期間，上河内町及び河内町はそれぞれ6人に限り，引き続き新市の農業委員会委員として在任する。
- 3 合併後，最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は，40人とする。
- 4 合併後，最初に行われる一般選挙における選挙区は，宇都宮市に3選挙区，上河内町及び河内町にそれぞれ1選挙区，合計で5選挙区を設ける。
また，選挙区ごとの定数は，農業委員会委員選挙人名簿登録者数に比例して定める。

7 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。

ただし、事業所税については、上河内町及び河内町の区域は、平成19年度は資産割及び従業者割とも課税免除、平成20年度から平成23年度までは資産割は1/2課税、従業者割は全額課税とし、平成24年度から全額課税とする。

また、都市計画税については、上河内町の区域は、平成19年度から平成21年度までは課税免除とし、平成22年度から宇都宮市の制度に統一する。

8 一般職の身分の取扱い

1 一般職の職員（教育長を除く。）は、すべて宇都宮市の職員として引き継ぎ、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化を図る。

2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、宇都宮市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱い、その細目は、1市2町の長が協議して別に定める。

9 地域自治制度の取扱い

地域自治制度は、別添「地域自治制度」のとおりとする。

10 財産の取扱い

上河内町及び河内町の財産（権利及び義務を含む。）は、すべて宇都宮市に引き継ぐ。

11 特別職の身分の取扱い

1 常勤特別職（教育長を含む。）の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

上河内町及び河内町の常勤特別職（教育長を含む。）については、合併の日の前日をもって失職する。

2 その他の非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、次のとおりとする。

上河内町及び河内町その他の非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、基本的には合併の日の前日をもって失職するが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、宇都宮市の制度・基準をもとに調整し、別に定める。

12 条例、規則等の取扱い

宇都宮市の条例、規則等を適用する。ただし、事務事業の取扱い等についての調整結果を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、所要の措置を行う。

13 事務組織及び機構の取扱い

- 1 現在の河内町及び河内町の役場は、地方自治法上の支所とする。
- 2 支所の組織機構については、地域自治制度を効果的に推進できる簡素で効率的な組織とし、住民生活に支障を来すことがないよう配慮しつつ、段階的に見直しを図る。
- 3 河内町及び河内町に置かれている附属機関は、法律に定められているもの等を除き、原則として廃止する。

14 一部事務組合の取扱い

1市2町が加入している栃木県市町村総合事務組合で処理している事務のうち、2町のみが該当するものについては合併の日の前日をもって脱退し、1市2町が該当するものについては、新市として引き続き加入する。

15 使用料、手数料等の取扱い

- 1 施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に基準を見直す。
ただし、法定外公共物占用料については宇都宮市の制度に統一する。
- 2 手数料については、原則として宇都宮市の制度に統一する。
ただし、墓園共用施設管理手数料及び一般廃棄物処理（し尿処理）手数料については、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、地方自治法第157条に規定する総合調整権を長が有することから、新市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の実情を尊重しながら、原則として、合併時に統合するよう調整に努める。

17 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、原則として宇都宮市の制度に統一する。
ただし、統一に時間を要する補助金等については、各町の従来からの経緯、実情等に配慮しながら、調整を図る。

18 町名・字名の取扱い

町名（住居表示等により字が廃止され、町に画された区域の名称）は原則として現行のとおりとし、字名（前記以外の大字で画された区域の名称）は従前の名称から「大字」を削除し、末尾に「町」を加え、新たに町を画する。
ただし、上記により同一の町名が生じることとなる場合には、宇都宮市の現行の町名と紛らわしくないようにする。

19 慣行の取扱い

宇都宮市の制度に統一する。
なお、各町の慣行については、各地域において引き続き継承する。

20 契約事務の取扱い

契約事務については、原則として宇都宮市の制度に統一する。

ただし、平成19年度から平成21年度までに限り、上河内町及び河内町を施工場所とする5,000万円以下の工事については地域要件を設定し、各町内に本店を有する業者を優先指名することとし、平成22年度から宇都宮市の制度に統一する。

なお、3年を経過しようとする平成21年度時点で、特に必要があると認められる場合においては、1年間を限度に延長することができる。

21 各種事務事業の取扱い

21-1 交通関係事業の取扱い

- 1 交通関係事業の取扱いについては、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 市又は町単独の運行補助や生活交通確保策については、特定の地域を対象とした事業であるため、当分の間は継続事業として実施するものとするが、新市移行後には一本化に向けた調整を行う。
- 3 上河内町における代替バスの取扱いについては、住民の移動手段を確保することができるよう、宇都宮市が策定した「宇都宮市生活交通確保プラン」との整合を図ることとするが、地域の特性に応じた新たな交通移動手段が確保されるまでの間は、これまでの経緯等を踏まえ、現行のままとする。

21-2 消防団関係事業の取扱い

- 1 消防団については、宇都宮市消防団に統合し、各町消防団は、分団とする。
- 2 消防団員については、宇都宮市消防団に引き継ぐ。
- 3 消防団員の報酬及び費用弁償については、宇都宮市の制度に統一する。

21-3 国民健康保険関係事業の取扱い

- 1 国民健康保険事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 国民健康保険税の賦課については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。

21-4 コミュニティ関係事業の取扱い

- 1 自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努める。
- 2 自治会長の身分については、合併時に宇都宮市の制度に合わせ、任意団体の長として扱う。
- 3 自治会への補助金等については、平成20年度から宇都宮市の制度に統一する。

- 4 コミュニティ活動については、さらに充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していく。

21-5 環境・清掃関係事業の取扱い

- 1 環境・清掃事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 環境基本計画については、原則として宇都宮市の計画を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 ごみ収集運搬業務については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 4 し尿収集運搬業務については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

21-6 介護保険関係事業の取扱い

- 1 介護保険関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 第3期介護保険事業計画（平成18年度～平成20年度）については、1市2町の第3期介護保険事業計画の集合をもって取り扱う。
- 3 第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。
- 4 市町村特別給付（紙おむつ購入費の支給）については、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。

21-7 保健衛生関係事業の取扱い

- 1 保健衛生関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 乳児健康診査の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 3 成人健康診査の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。ただし、上河内町及び河内町の区域において受診率の低下を来さないよう、健診の実施手法について対応策を検討する。
- 4 各市町で実施している健康づくり事業、子育て支援事業及び献血関係事業については、宇都宮市の制度に統一する。

21-8 社会福祉・援護関係事業の取扱い

- 1 社会福祉・援護関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 社会福祉協議会補助金については、新市に移行後3年を目途に調整する。
- 3 上河内町及び河内町の生活保護関係事務については、合併時に宇都宮市が栃木県から引き継ぐ。

- 4 上河内町及び河内町が実施している日本赤十字社事務については、宇都宮市社会福祉協議会の事業として実施する。

21-9 高齢者福祉関係事業の取扱い

- 1 高齢者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 緊急通報装置給付貸与事業及び安否確認緊急通報システム貸与事業については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、概ね3年を目途に調整する。
- 3 老人クラブ運営費助成については、宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 4 上河内町で実施している移送サービス事業については、地域特性を考慮し、現行のまま新市に引き継ぎ、地域限定で実施する。

21-10 障害者福祉関係事業の取扱い

- 1 障害者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 障害者社会参加推進イベントについては、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、3年を目途に調整する。

21-11 児童福祉関係事業の取扱い

- 1 児童福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 こども医療費助成事業については、宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 3 保育料については、宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 4 児童扶養手当等各種手当関係事務事業の取扱いについては、宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 5 放課後児童健全育成事業における運営については、宇都宮市の制度を基準に合併までに方向付けを行い、新市に移行後2年を目途に調整する。
- 6 河内町で実施している運営費補助（園外保育費）については、合併時に廃止する。
- 7 上河内町及び河内町で実施している特別保育事業（小学校低学年児童の受入れ、保育所体験特別事業）については、合併時に廃止する。

21-12 商業・観光・工業関係事業の取扱い

- 1 商業・観光・工業関係事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 中小企業者向け融資制度に関する市町村特別保証制度に加入し、制度融資については宇都宮市の制度に統一する。
- 3 商工会議所及び商工会に対する補助金については、全体のバランスや事業内容を勘案し、調整を図る。

- 4 祭り等のイベントについては、地域特性を考慮し、当分の間現行どおりとする。
- 5 観光協会については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、効果的な観光振興が図られるよう統合に努める。
- 6 上河内町の地域交流館の運営体制については、現行のまま新市に引き継ぐ。合併後、指定管理者制度への移行が妥当と判断した場合には、当該施設が地域の雇用や農林業の振興等に寄与していることなどの観点から、非公募とすることも含め検討する。

21-13 農林水産関係事業の取扱い

- 1 農林水産関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、合併後、新たな計画を策定するまでは、現行のとおりとする。
- 3 水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）の基本的な仕組みは、合併までに統一した基準で調整を図ることとするが、各町が独自に実施している施策については、実情を考慮して調整を図る。
- 4 農業金融対策事業における合併までの借入分については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 5 農業公社については、合併時に統合できるよう調整する。
- 6 市町有林・部分林整備事業については、合併までに管理処分の統一に向け調整する。

ただし、上河内町区域の宝ノ川地区の町有林については、市有林の整備・保全方針を踏まえ、森林の育成に努める。また、現在栃木県と契約している分収造林契約（平成27年度まで）は、現行のまま新市に引き継ぐ。

上河内中学校（旧小倉中学校及び旧鶴ヶ峰中学校）と上河内町（旧上河内村）との間で取決めがあった元分収造林の収益の取扱いについては、学校の生徒により長年育てられてきた過去の経緯を踏まえ、収益の一部を上河内中学校へ還元するよう配慮する。

- 7 農業集落排水施設の事業分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、使用料の体系及び金額については、段階的に統一を図る。

21-14 建設関係事業の取扱い

- 1 道路、橋りょう等の整備事業のうち、継続事業については、新市においても引き続き実施する。また、道路、橋りょう等の整備計画については、段階的に調整する。
- 2 道路、橋りょう等の維持管理及び修繕のうち、緊急、応急的な修繕のあり方等については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

- 3 道路用地（幅員 7メートル未満の生活道路用地）については、寄付とする。
ただし、既に説明会を実施しているもの等については、事業の継続性等を考慮し、協議した上で、買収で対応する路線を決定する。
- 4 新市の河川整備計画については、宇都宮市の計画を基に、速やかに策定する。
- 5 住宅資金の貸付制度については、宇都宮市の制度を基準に調整する。

21-15 都市計画関係事業の取扱い

- 1 合併後、新市全域での区域区分（線引き）については、当面、現状を維持していくこととするが、都市計画決定の権限を有する県の次々期見直しまでに、新市全域で区域区分（線引き）を行い、新市が一体となった総合的なまちづくりを進める。
- 2 都市計画道路の整備については、継続事業は新市において引き続き実施するが、未着手路線の取扱いは新市に移行後も当分の間現行どおりとして、段階的に調整する。
- 3 区画整理事業計画については、新市において全体計画を策定し、段階的に実施する。
- 4 区画整理事業の実施について、合併前に事業認可を受け実施中の事業については、土地区画整理法に基づいて実施していることから事務事業を現行のまま新市に引き継ぐ。

21-16 水道関係事業の取扱い

- 1 上河内町の簡易水道事業は、合併時に宇都宮市の水道事業に統合し、一の公営企業として運営する。
- 2 水道拡張事業計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後 3 年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に新しい計画を策定する。
- 3 水道料金は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後 3～5 年で段階的に調整する。
- 4 水道加入金は、宇都宮市の料金制度に統一する。

21-17 下水道関係事業の取扱い

- 1 下水道事業は、合併時に地方公営企業法を全部適用している宇都宮市の下水道事業に統合し、一の公営企業として運営する。
- 2 下水道全体計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後 3 年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に全体計画の見直しをする。
- 3 下水道事業認可は、現在の認可区域をそのまま引き継ぐ。
- 4 公共下水道の整備は、当分の間現行どおりとし、合併後 3 年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。
- 5 下水道使用料は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後 3～5 年で段階的に調整する。

6 下水道受益者負担金及び分担金については、宇都宮市の料金制度に統一する。

ただし、上河内町及び河内町が定める現在の認可区域の単位負担金額は現行のとおりとする。

21-18 学校教育関係事業の取扱い

1 学校の通学区域については、新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討する。

2 学校給食については、各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ。また、給食費の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。

3 校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について合併後早期に簡易耐震診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備計画に組み込む。

21-19 社会教育関係事業の取扱い

1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。

2 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、合併時に整理統合し一元化する。ただし、地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行う。

22 合併市町村基本計画

合併市町村基本計画は、別添「宇都宮市・上河内町・河内町合併まちづくり計画」のとおりとする。

調 印 書

宇都宮市，上河内町及び河内町は，地方自治法（昭和22年法律第67号）
第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法
律第59号）第3条第1項の規定に基づく宇都宮地域合併協議会において，以
上のとおり合併に関する協議が整ったので，ここに調印する。

平成18年10月20日

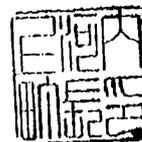
宇 都 宮 市 長

佐藤 栄一



上 河 内 町 長

手塚 順一



河 内 町 長

手塚 照夫



立 会 人

(宇都宮市)

合併協議会委員

柳 祐 利 夫

合併協議会委員

山 崎 守 男

合併協議会委員

櫛 漣 澄 江

合併協議会委員

佐 木 英 剛

合併協議会委員

築 郁 夫

合併協議会委員

高 梨 真 佐 岐

(上河内町)

合併協議会委員

松田 仁一

合併協議会委員

宇板 清夫

合併協議会委員

江連 功

合併協議会委員

有藤 勝

合併協議会委員

右橋 正好

合併協議会委員

福嶋 邦夫

(河内町)

合併協議会委員

五月女伸夫

合併協議会委員

白根喜美雄

合併協議会委員

須藤 貢

合併協議会委員

高橋 栄一

合併協議会委員

平賀 貴子

合併協議会委員

南 木 昭 男

(1市2町共通委員)

合併協議会委員

小島 俊一

合併協議会委員

中村 祐司

合併協議会委員

沼田 良

合併協議会委員

福田 正男

地 域 自 治 制 度

宇都宮地域合併協議会

目 次

第 1	必要性と目指すべきもの	1
第 2	基本姿勢と基本的な枠組み	2
1	基本姿勢	2
2	基本的な枠組み	3
第 3	制度の概要	5
1	地域行政機関	
(1)	執行体制	5
(2)	主な事務事業	9
(3)	予算	10
2	住民代表組織	11

第1 必要性と目指すべきもの

1 必要性

(1) 自治体内分権の推進

社会経済情勢や価値観の変化に伴い、多様化・高度化する地域の課題を迅速かつ的確に解決していくためには、地域の行政機関により多くの権限を移譲する「自治体内分権」を推進していくことが必要です。

(2) 住民自治の拡充

地域自らが地域の課題を解決する、地域主体のまちづくりを推進していくためには、「自助・互助・共助」の考え方にに基づき、「住民自治」を拡充していくことが必要です。

(3) 地域におけるまちづくりの仕組みづくり

長年の文化や歴史を有する旧町の各地域が今後も発展していくためには、新市としての一体性に配慮しつつ、旧町の区域を単位とした「新たなまちづくりの仕組み」を構築していくことが必要です。

2 目指すべきもの

(1) 身近な場所での総合的なサービスの提供

合併の効果を住民が実感できるよう、これまで旧町で提供してきた日常的なサービスと、中核市の区域となることで拡充するサービスをできる限り住民に身近な場所で提供していきます。

(2) 魅力ある地域づくりを通じた豊かさの創出

各地域への分権を推進することにより、合併後もそれぞれの地域が、個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを行い、住民一人ひとりが実感できる豊かさを創出していきます。

第2 基本姿勢と基本的な枠組み

1 基本姿勢

(1) 宇都宮地域独自の制度

- ・ 魅力ある地域づくりを目指す「地域自治制度」は、地域の特性を的確に反映することが必要であるため、宇都宮地域の実情に即した制度の構築を目指します。
- ・ また、地域の実情に即したものとして地域に定着し、より良い制度として発展していくことができるよう、適宜、検証を行い、改善を図ります。

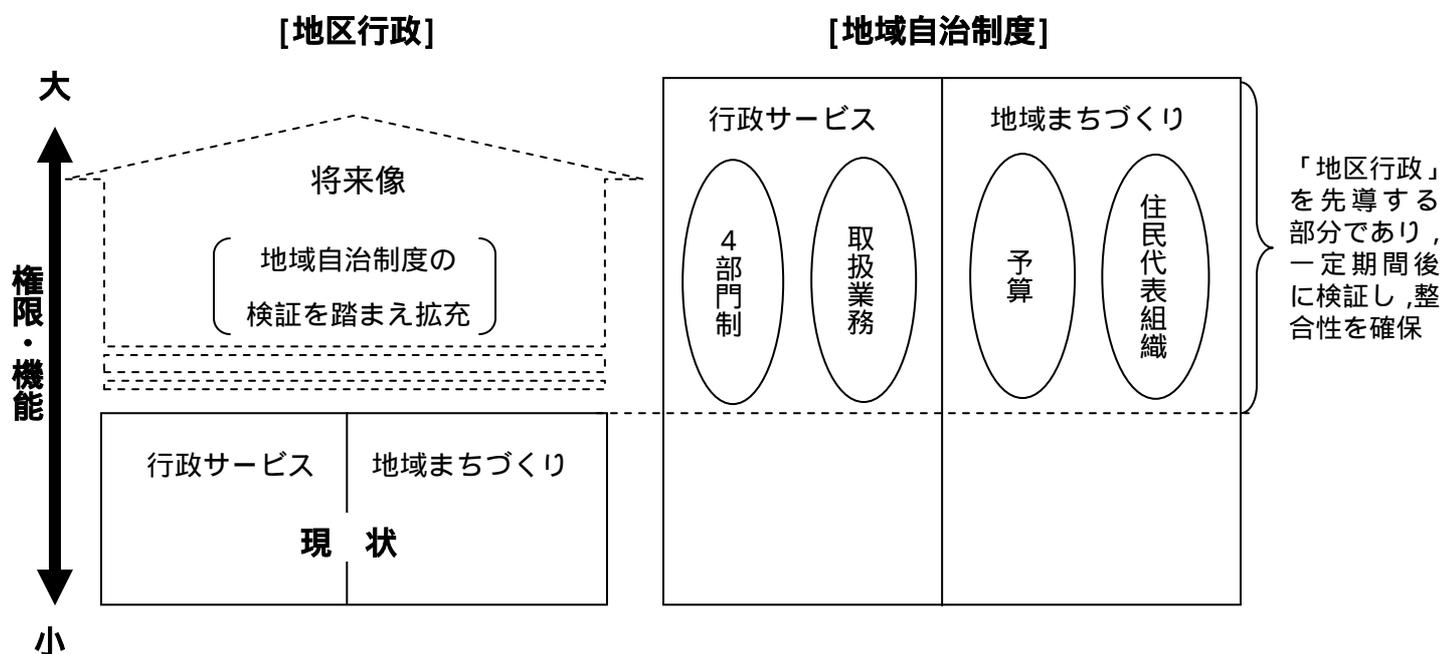
(2) 地区行政を先導する制度

- ・ 「地域自治制度」は、「身近な場所での総合的なサービスの提供」と「魅力ある地域づくりを通じた豊かさの創出」を目指すものであり、これは旧市で進めている「地区行政」と目的を同じくするものです。
- ・ このため、「地域自治制度」を「地区行政」を先導する制度として位置付け、新市としての一体性を速やかに図ります。

(3) 簡素で効率的な制度

地域の自主性を尊重しながらも、一方で、合併の大きなメリットの一つである行財政の効率化も重要なことであることから、簡素で効率的な制度の構築を目指します。

図1 地域自治制度のイメージ



2 基本的な枠組み

- ・ 「地域自治制度」は、地域自治の拠点となる「地域行政機関」と、地域住民等で構成する「住民代表組織」が連携・協力して、魅力ある地域づくりを展開していきます。
- ・ これまでの各町における自治の歴史を尊重するため、「地域行政機関」と「住民代表組織」は、合併前の旧町を単位として設置します。

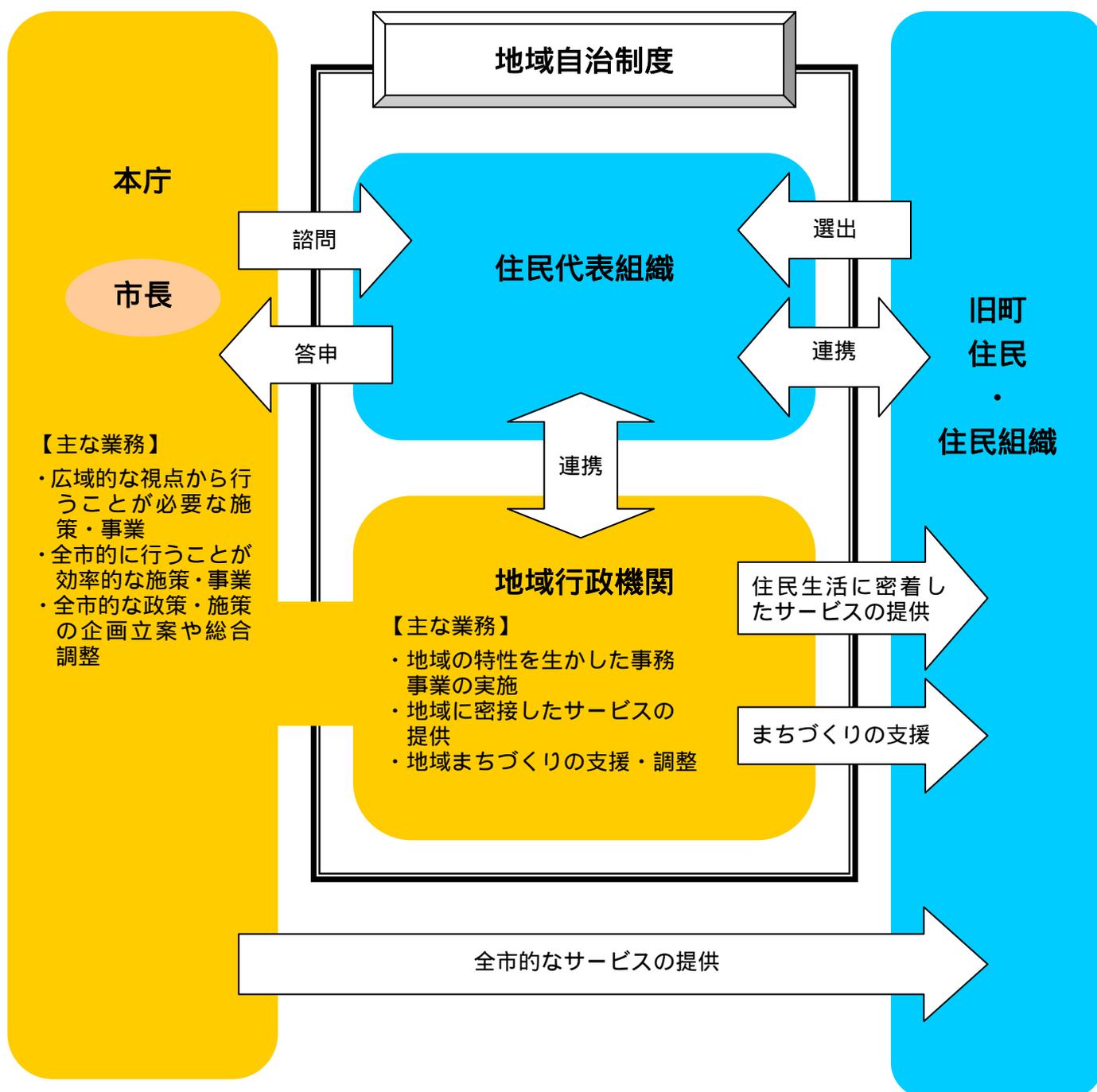
(1) 地域行政機関

地域行政機関は、地域における身近な行政機関として、地域の特性を生かした事務事業や住民生活に密接したサービスを実施するとともに、地域住民が主体となった地域づくりを行うための支援・調整などを担います。

(2) 住民代表組織

住民代表組織は、地域住民を代表する組織として、地域住民や住民活動組織などと連携し、地域の総意形成を図ります。

図2 地域自治制度のイメージ



第3 制度の概要

1 地域行政機関

(1) 執行体制

ア 法的位置付け

地域行政機関は、地域における身近な行政機関として、住民生活に密着したサービスを幅広く提供していくため、地方自治法に基づく「支所」として位置付け、施設は、現在の各町役場を活用します。

イ 名称

名称については、地域自治の拠点としての性格を明確にした名称とすることとし、それぞれの地域の名称を冠した「地域自治センター」(以下地域行政機関は、「地域自治センター」と呼びます。)とします。

ウ 組織

- ・ 地域自治センターの長は、本庁の部長に準ずる職とするとともに、内部組織として課を置きます。
- ・ 具体的な内部組織については、全体の統一性を保ちながら、地域自治センターごとに適切な体制及び規模としていきます。
- ・ 地域自治センターの所管は、住民の生活に密着したサービスの総合的な提供の推進や地域のまちづくり活動の支援などの事務を所掌する「自治振興部」とします。

地域経営担当部門

- ・ 地域における施策・事業などの企画立案
- ・ 地域行政機関における総務全般
- ・ 住民代表組織の事務局機能 など

地域コミュニティ担当部門

- ・ 住民自治の拡充や地域住民との協働の推進に向けた業務
- ・ 日常生活に密接に関連した地域内の防犯や環境保全に係る事務事業
- ・ 地域における生涯学習・スポーツ事業等
- ・ 地域における青少年の健全育成に係る業務 など

市民サービス担当部門

- ・ 申請受付・諸証明発行など各種窓口業務，税務関係業務
- ・ 福祉に関する総合相談，生活保護の相談
- ・ 高齢者や障害者及び児童を対象とした保健福祉サービス
- ・ 地域の健康活動の推進や保健衛生等の各種事業 など

産業建設担当部門

- ・ 地域産業の振興
- ・ 地域内の生活道路・近隣公園等の整備，都市計画関連資料の閲覧 など

エ 特別職の設置

地域自治制度の早期の定着に向け、地域自治センターの長を支援するために、合併前の旧町を単位として一定期間、特別職を設置します。

法的位置付け

非常勤の特別職とします。

名称

それぞれの地域の名称を冠した「参与」とします。

役割

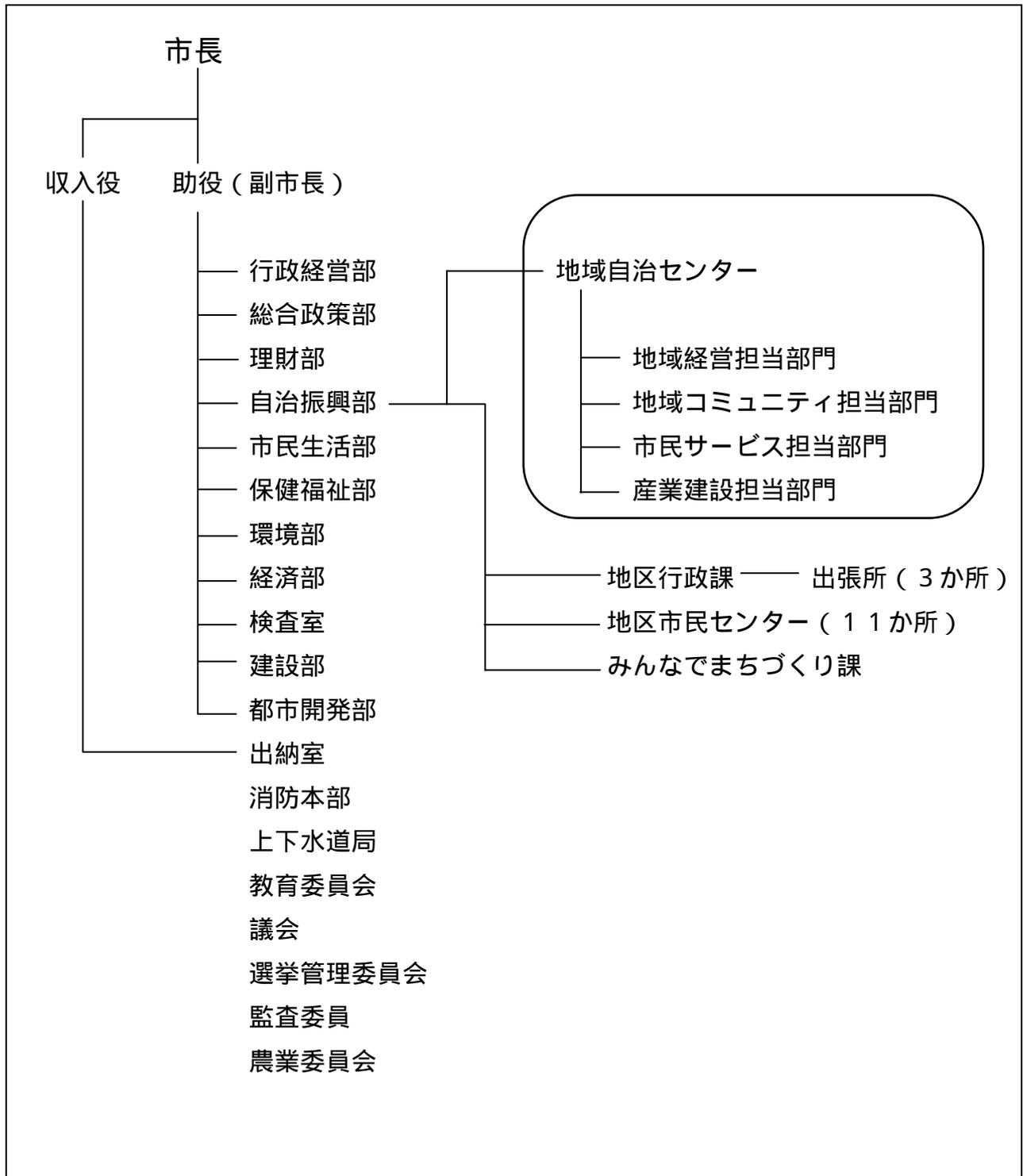
知識・経験を生かし、必要に応じ、地域行政機関の長を支援します。

- ・ 地域住民の意見を踏まえての助言
- ・ 地域調整に関する助言
- ・ 市長への具申 等

設置期間・任期

- ・ 設置期間は、4年とします。
- ・ 任期は、2年とします（必要に応じ、更新します。）

図3 地域自治センターの組織・機構図



(2) 主な事務事業

ア 基本的な考え方

- ・ 地域自治センターは、本庁の総合調整・統括のもと、住民生活に密着したサービスの提供を行います。
- ・ また、地域自治を推進するため、住民代表組織の支援や住民代表組織との協働による事業等を行います。
- ・ なお、総務部門等は、合併に伴い、統合し、効率化を図ります。

イ 主な事務事業

資料のとおり。

(3) 予算

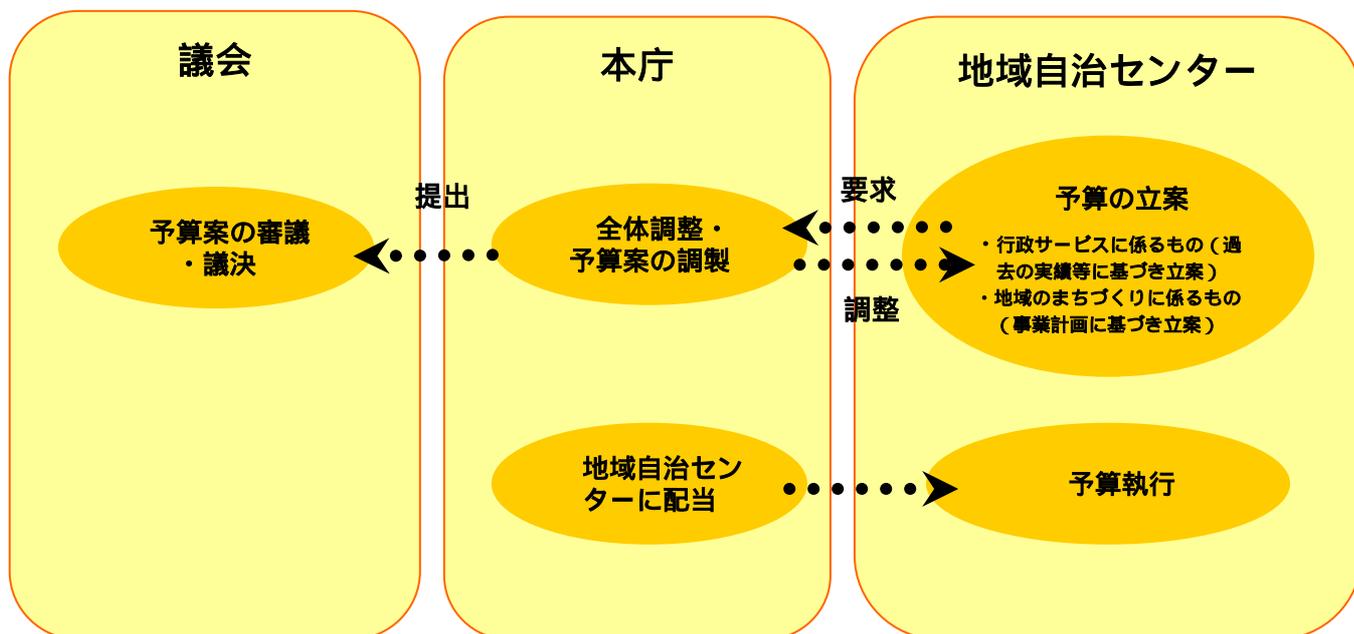
ア 行政サービスに係るもの

窓口サービスや保健福祉の相談などの行政サービスに係る経費については、過去の実績などを踏まえ、予算の原案を立案します。

イ 地域づくりに係るもの

地域の課題の解決や個性ある地域づくりに係る経費については、新市の全体方針に沿って、住民代表組織の意見をもと、事業ごとに計画を策定し、その計画に基づき、予算の原案を立案します。

図3 予算の編成・執行の流れ



2 住民代表組織

(1) 法的位置付け

- ・ 住民代表組織の活動を制度的に保障するため、地方自治法に基づき、条例で定める「附属機関」として設置します。
- ・ また、運用状況の検証を踏まえ、柔軟な見直しを図り、より良い制度に発展させた上で、全市的に定着させるため、条例は10年間の時限条例とします。

(2) 名称

住民代表組織は、地域自治センターと並ぶ地域自治制度の根幹となる仕組みであることから、住民代表組織の名称は、それぞれの地域の名称を冠した「自治会議」(以下住民代表組織は、「自治会議」と呼びます。)とします。

(3) 役割

当該地域のまちづくりに関する審議・答申、提案

- ・ 市長の諮問に応じ、新市の全体方針に基づき、当該地域のまちづくりに関する施策・事業等について、審議・答申します。
- ・ 地域住民の意見の集約などを踏まえ、当該地域のまちづくりに関する施策・事業等について、提案します。

当該地域に係る合併市町村基本計画の執行状況に対する意見陳述

当該地域に係る合併市町村基本計画の執行状況について、意見を陳述します。

当該地域が関連する全市的な計画等の策定に当たっての意見陳述

総合計画等の全市的な計画等の策定に当たって、地域の特色を反映させることが適切な場合など、必要に応じ、意見を陳述します。

(4) 組織

- ・ 自治会議は、20人以内の委員で組織します。
- ・ ただし、地域の人口等に差異があることから、その実情に即して減員することについては差し支えないものとします。
- ・ 地域の総意をより適切に反映させるためには、年齢や性別、職業などを考慮しながら、より幅広い層から選出することが適切であることから、設置区域に住所を有する者や設置区域内の事業所等に勤務する者等で、次の者の中から、市長が委嘱します。

各種団体から推薦された者

地元企業やNPO等から推薦された者

学識経験者

公募により選任された者

(5) 委員の任期

委員の任期は、2年とします（再任は妨げません。）

地域行政機関の主な事務事業について

1 地域行政機関の総務的業務

(1) 地域行政機関の管理業務

地域自らが行政運営を担っていくために、内部運営管理、施設管理などを行います。

(2) 広報広聴

開かれた市政運営のため、身近な市民相談については、地域行政機関において実施していきます。また、広報紙やホームページは、新市として一元化しますが、地域が主体となった地域づくりを推進していく観点から、地域情報紙や地域ホームページといった、地域密着型の情報交流については、地域行政機関において積極的な支援に取り組んでいきます。

主な事務事業

市民相談に関すること
 地域情報紙に関すること（地域の自主性に基づいて実施）
 地域ホームページに関すること（地域の自主性に基づいて実施）

(3) 危機管理

市民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、全市的な取組が必要不可欠であるとともに、地域が自らの課題として考え、防災意識を始めとする危機管理意識を醸成していくことが重要であることから、防災訓練や危機管理意識の啓発などについて取り組んでいきます。

主な事務事業

防災訓練に関すること
 国民保護の啓発に関すること
 地域の防災マップの作成に関すること
 防災意識の普及・啓発に関すること
 防災行政無線の管理に関すること

(4) 出納

住民の利便性を確保するため、窓口での収納や現金の支払いなどを行います。

主な事務事業

窓口収納に関すること
 窓口での現金支払に関すること

2 住民生活

(1) コミュニティ

自立した地域社会の形成に向け、住民自治の拡充や住民と行政との協働の推進の観点から、コミュニティ活動の積極的な支援を行います。

主な事務事業

自治会育成に関すること
地域集会所等建設融資・補助の申請受付に関すること
地域集会所家賃補助の申請受付に関すること
地域づくり推進事業の支援に関すること

(2) 窓口

戸籍や住民登録などの基本的な窓口サービスは、多くの住民が利用する身近なものであるため、受付や証明書の交付などを行い、住民の利便性を確保します。

主な事務事業

住民基本台帳に関すること
戸籍事務に関すること
印鑑登録に関すること
諸証明の交付に関すること
市民証の交付に関すること
外国人登録に関すること
埋葬、火葬及び改葬の許可に関すること
臨時運行の許可に関すること

(3) 安全・安心

住民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、地域の実情に応じた取組を行います。

主な事務事業

防犯事業の実施に関すること
防犯灯設置及び管理補助金の申請受付に関すること
交通安全事業の実施に関すること
チャイルドシート補助の申請受付に関すること
消費生活の啓発に関すること
小災害援護事業に関すること

(4) 国保年金

住民に身近な場所において、国民健康保険や国民年金の加入脱退の受付などの日常生活に関係の深いサービスを行い、住民の利便性を確保します。

主な事務事業

(国保)

- 資格の取得・喪失に関すること
- 保険証等の交付に関すること
- 療養費や高額療養費の申請受付に関すること
- 出産育児一時金及び葬祭費の請求受付に関すること
- 出産費及び高額療養費貸付の申請受付に関すること

(年金)

- 資格の取得・喪失に関すること
- 保険料の免除申請，学生納付特例申請の受付に関すること
- 老齢・障害・遺族基礎年金等の裁定請求の受付に関すること

(5) 男女共同参画・青少年育成・人権

男女が安心してその能力を發揮できる社会や思いやりのあるたくましい青少年の育成，すべての住民の人権を尊重した地域社会の実現のため，意識啓発や団体の活動支援など，地域住民に身近な場所での実施が有効なものについて，積極的に取り組みます。

主な事務事業

(男女共同参画)

- 男女共同参画を推進する市民組織への活動支援に関すること

(青少年育成)

- 青少年団体の活動支援（まちづくり活動への参画）に関すること
- 青少年の交流の場の確保に関すること

(人権)

- 人権啓発に関すること

(6) 環境，廃棄物・リサイクル

環境にやさしい循環型社会や人と自然が共生する社会の実現を目指し，行政はもとより，事業者や住民とのパートナーシップによる全市的な取組を行うとともに，環境保全の意識啓発やごみの発生抑制・リサイクルなど，地域に根ざした生活環境の向上を図るための取組を行います。

主な事務事業

合併処理浄化槽設置補助の申請受付に関すること
一斉清掃・ごみゼロ運動に関すること
各種公害苦情相談対応に関すること
環境情報の整備と提供（情報作成）に関すること
環境保全意識啓発（各種イベント）に関すること
学校・家庭，事業者への環境配慮行動の誘導，促進に関すること
資源ごみ集団回収推進に関すること
リサイクル推進に関すること
地域等での減量化・資源化取組支援に関すること
資源物・ごみ適正排出指導に関すること
ごみステーション申請受付に関すること
ごみ収集運搬業務に係る苦情処理に関すること
住民等による不法投棄監視に関すること

3 税 務

税務は統一した基準に基づき，全市的に行うものですが，身近な場所からのサービス提供が求められる各種の税証明の発行などは，これまでどおり地域行政機関において実施し，住民の利便性を確保します。

主な事務事業

軽自動車税課税登録受付・標識交付に関すること
証明書発行等に関すること
(参考) 申告時期には地域行政機関を会場として住民税の申告受付を実施

4 保健福祉

(1) 保 健

住民一人ひとりが，心身ともに健やかな暮らしを営むことができるよう，地域において，地域主体の健康づくり活動の推進や各種健康相談，健康教育及び健康診査などを実施することにより，身近な場所からの健康づくりの推進を図ります。

主な事務事業

地区における健康づくり活動の推進に関すること
健康教育に関すること
健康相談に関すること
栄養相談に関すること
訪問指導に関すること
歯科保健に関すること
母子健康手帳等の交付に関すること
妊婦健康診査に関すること
幼児健康診査に関すること
成人の健康診査に関すること
医療費助成の受付に関すること

(2) 介護保険

要介護認定の申請など，身近な場所から介護保険を利用できるよう，住民の利便性を確保します。

主な事務事業

認定審査の申請受付に関すること
サービス給付に関すること
利用者負担軽減に関すること

(3) 社会福祉

社会福祉施設の健全な運営の支援や福祉のまちづくりの推進など全市的な取組を進めるとともに，保健福祉サービスの効果的活用をコーディネートするため，総合相談を身近な場所から実施します。

主な事務事業

保健と福祉の総合相談窓口に関すること
恩給援護に関すること

「 」は現在宇都宮市のみ実施

(4) 生活保護

生活困窮者に対する最低限の生活保障と自立助成のための生活保護の適用に当たり，身近な場所からのサービス提供が求められる相談・申請受付を行います。

主な事務事業

相談・申請受付に関すること

(5) 高齢者福祉

高齢者等が住み慣れた地域社会の中で安心した生活を送り、その能力と意欲を十分発揮できるよう、さまざまな福祉サービスを身近な地域行政機関から展開していきます。

主な事務事業

(福祉事業)

- 地域支援事業に関すること
- 地域包括支援センターに関すること
- 食の自立支援事業に関すること
- 緊急通報装置給付貸与事業に関すること
- 高齢者住宅改修費補助事業に関すること
- 高齢者無料入浴券交付事業に関すること
- 敬老会開催に関すること
- 高齢者スポーツ用広場整備補助事業に関すること
- 生きがい対応型デイサービス事業に関すること
- 高齢者等ホームサポート事業に関すること
- はいかい高齢者等家族支援事業に関すること
- はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業に関すること
- ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付等事業に関すること
- 老人福祉電話の設置事業に関すること
- 老人福祉補聴器交付事業に関すること
- 高齢者地域活動実践塾の設置に関すること
- 高齢者外出支援（バスカード購入費助成）事業に関すること
- 高齢者生活支援型ホームヘルパー派遣に関すること
- 成年後見制度市長申立て（高齢者）の受付・調査に関すること
- 養護老人ホーム入所措置の受付・調査に関すること

(手当)

- 敬老祝金の支給に関すること
- 在宅高齢者家族介護慰労金の支給に関すること

(保健事業)

- 訪問指導に関すること
- 介護予防教室に関すること

(老人医療)

- 老人医療給付・支給に関すること
- 老人医療重複頻回受診者訪問指導に関すること

「 」は現在宇都宮市のみ実施

(6) 障害者福祉

心身障害者が住み慣れた地域社会の中で、自立した生活を送るとともに、社会経済活動へ積極的に参加することができるよう、さまざまな福祉サービスを身近な地域行政機関から展開していきます。

主な事務事業

(障害者手帳)

身体障害者手帳の申請受付・交付に関する事

療育手帳の申請受付・交付に関する事

(福祉事業)

障害者自立支援法による障害福祉サービスに関する事

地域生活支援事業に関する事

措置事務に関する事

障害者日常生活用具給付・貸与に関する事

補装具交付・修理に関する事

重度身体障害者住宅改造費助成に関する事

重度身体障害者福祉電話設置に関する事

身体障害者自動車運転免許取得費助成に関する事

身体障害者自動車改造費助成に関する事

重度視覚障害者磁気誘導白杖購入費補助に関する事

身体障害者補助犬支援に関する事

訪問入浴サービスに関する事

重度心身障害者タクシー料金助成に関する事

知的障害者等交通費助成に関する事

地域における障害者社会参加イベントに関する事

戦傷病者特別援護法による補装具等給付に関する事

(手当・医療)

重度心身障害者医療費助成に関する事

心身障害者扶養共済受付進達の申請受付に関する事

自立支援医療(更生医療)給付に関する事

身体障害者補助犬給付受付進達の申請受付に関する事

障害者手当に関する事

公共料金等減免関連事務に関する事

(精神保健)

精神障害者タクシー料金助成の申請受付に関する事

精神障害者交通費助成の申請受付に関する事

難病患者等居宅生活支援の申請受付に関する事

精神障害者保健福祉手帳の申請受付に関する事

自立支援医療(精神通院医療)の申請受付に関する事

(難病)

難病患者専用マーク交付に関する事

(その他)

障害者控除認定証交付に関する事

「 」は現在宇都宮市のみ実施

「 」は現在各町においては県が実施主体

(7) 児童福祉

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるような環境整備のため、保育事業や子育て支援など、さまざまな福祉サービスを身近な地域行政機関から展開していきます。

主な事務事業

(保育園管理・運営)

保育所入退所受付に関すること

(健全育成)

子育て支援短期利用事業に関すること

乳幼児健康支援デイサービス事業に関すること

(ひとり親家庭等福祉対策)

母子寡婦福祉資金貸付(貸付事務)に関すること

(手当・医療)

児童手当支給に関すること

児童福祉手当支給に関すること

遺児手当支給に関すること

児童扶養手当支給に関すること

母子家庭等援護費支給に関すること

母子家庭等児童入学祝金支給に関すること

ひとり親家庭医療費支給(食事療養費を含む)に関すること

母子家庭自立促進給付金の支給に関すること

妊産婦・こども医療費助成に関すること

「 」は現在宇都宮市のみ実施

「 」は現在各町においては県が実施主体

(8) 保健衛生

住民が健康で豊かな生活を送るために、衛生的で安全な生活を確保できるよう、身近な拠点からの提供が求められる業務について、地域行政機関から展開していきます。

主な事務事業

(保健予防)

原爆被爆者援護事務の受付に関する事

臓器移植の普及啓発に関する事

(感染症)

結核患者の登録・管理に関する事

エイズ・性感染症対策の普及啓発・人材育成に関する事

(精神保健)

地区組織等健康教室の実施に関する事

訪問相談・指導に関する事

(難病)

一般特定疾患治療研究事業の受付に関する事

地域在宅療養支援(訪問・相談指導)に関する事

(予防接種)

市外受診者予防接種助成の受付に関する事

(害虫・動物愛護等)

衛生害虫の駆除指導・啓発に関する事

犬・ねこの苦情相談に関する事

飼い犬・ねこの不妊・去勢手術費補助金交付申請の受付に関する事

犬の登録・鑑札の交付に関する事

犬の狂犬病予防注射済票の交付に関する事

「 」は現在宇都宮市のみ実施

「 」は現在各町においては県が実施主体

5 産 業

(1) 商業観光

地域のイメージアップ、地域住民の連帯意識の醸成のためのイベント開催などは、地域が主体となっていくことが有効であることから、身近な場所から支援・調整を行います。

主な事務事業

サマーフェスティバル開催支援に関する事(上河内地域で行う)

梵天祭開催支援に関する事(上河内地域で行う)

(2) 農業

農業は、生活に不可欠な基礎的物資である食料の安定供給という最も基本的かつ重要な役割を担い、各町における主要な産業でもあります。引き続き、積極的な取組が行えるよう、農業の振興機能を備え、農業者や関係団体との連携を図り、さまざまな事業を展開していきます。

主な事務事業

(土地基盤整備)

土地改良事業の相談、指導に関する事

(農業生産の振興)

農業振興地域整備計画に基づく農用地区域の除外・編入の受付事務に関する事

米の生産調整の推進に関する事

土地利用型作物(米, 麦, 大豆等), 園芸作物栽培に係る機械・施設などへの助成に関する事

農作物被害調査事務に関する事

農業金融に係る支援に関する事

学校体験農園設置事業の推進に関する事

畜産経営環境対策事業の推進に関する事

家畜伝染病予防対策事業の推進に関する事

(担い手)

農地流動化の推進, 指導に関する事

農業士・女性農業士の推薦に関する事

認定農業者の確保, 相談・指導に関する事

農業・農村男女共同参画の推進に関する事

(農村地域の活性化)

地区むらづくり運動の推進に関する事

農道整備の相談, 指導に関する事

農業集落排水事業の指導等に関する事

農地・水・環境保全向上対策の支援に関する事

(イベント)

農林業祭の開催に関する事

(団体等運営)

農林業団体等の指導に関する事

土地改良区の指導に関する事

(施設)

土地改良施設維持管理の相談, 指導に関する事

農業集落排水施設の管理組合の相談, 指導に関する事

農地・農業用施設災害復旧事業の相談, 指導に関する事

(3) 林業・水産業

林業は、生活環境の保全・形成など、住民生活にも重要な役割を果たしています。引き続き、積極的な取組が行えるよう、林業の振興機能を備え、森林の持つ諸機能の充実を図り、適切な森林整備を行います。

主な事務事業

民有林の整備・保全への助成等に関すること
有害鳥獣捕獲許可の受付に関すること
伐採及び伐採後の造林届受理に関すること
森林ボランティア会員登録の受付に関すること
やなによる採捕の受付に関すること

6 建設

(1) 都市計画

都市計画は、土地の利用や建築物についてのルールなど、まちづくりに必要な事項について、総合的・一体的に定め、まちづくり全体を秩序立てて進めていくことを目的にしたもので、全市的な取組が必要な業務ですが、利便性の観点から、証明書の交付などについては必要な窓口機能を備えます。

主な事務事業

地価公示台帳等の閲覧に関すること
都市計画決定図書等の閲覧に関すること
用途地域、区域区分の証明に関すること

(2) 道路

新市の全体整備計画に基づき、通勤・通学、買物、散歩など地域住民が日常的に利用する生活道路の新設改良（踏切改良等を除く。）や、主に地域住民が利用する道路等についての維持管理を行います。

主な事務事業

自転車駐車場の管理に関すること
道路愛護事業の推進に関すること
道路・水路などの占用許可の受付等に関すること
道路台帳の閲覧に関すること
道路などの維持修繕に関すること
交通安全施設の整備に関すること
狭あい道路の整備に関すること
生活道路の新設改良（踏切改良等を除く。）に関すること

(3) 河川

地域を流れる河川の溢水被害を解消し、良好な河川環境を守るため、地域河川の管理や河川敷除草等の維持管理を行います。

主な事務事業

河川の軽微な維持修繕に関すること
河川愛護グループの受付に関すること
急傾斜地のパトロールに関すること

(4) 公園

公園の全体的な配置基準は全市統轄機関が担い、主に地域住民が日常的に利用する街区公園、近隣公園の具体的な整備、維持・修繕、管理及び緑化推進は地域行政機関が行い、ゆとりと潤いのある地域環境づくりを目指します。

主な事務事業

街区・近隣公園の整備に係るワークショップ及び整備に関すること
公園の占用・使用許可の受付等に関すること
公園・緑地の維持修繕に関すること
緑化の普及啓発に関すること

7 教育

(1) 生涯学習

こころ豊かでいきがいを持った住民生活を推進するため、生涯学習の促進・支援の重要性が増してきています。地域住民の学習機会や場の充実を図るため、地域に根ざした活動支援や情報提供などを行います。

主な事務事業

青少年教育事業に関すること（地域の自主性に基づいて実施）
成人教育事業に関すること（地域の自主性に基づいて実施）
地域の学習情報提供・学習相談に関すること
成人式に関すること
文化祭の開催に関すること
地域の生涯学習を推進する人材育成に関すること

(2) 学校教育

豊かな心と健やかな体を持ち、明日の社会を担うたくましい人材を育成するための学校教育の取組には、全市的な対応が必要ですが、児童・生徒の健全な育成を目指したきめ細かな対応を図るため、窓口機能のほか相談機能などを備えます。

主な事務事業

就学事務（入学・転校手続に関すること（特別許可は除く。））
教育相談の案内に関すること

(3) 生涯スポーツ

いきがづくりや健康増進などの観点から、スポーツの果たす役割はますます高まっています。地域住民が広くスポーツ活動に親しむことができる環境づくりを目指し、スポーツ教室や各種の大会などの事業を行い、生涯スポーツを地域から推進します。

主な事務事業

少年スポーツ指導員・スポーツ少年団の各種受付に関すること
学校校庭夜間開放事業のチケット販売に関すること
スポーツ・レクリエーション用具貸出の受付に関すること
スポーツ教室の実施に関すること
体育大会の開催に関すること
各種スポーツ大会の開催に関すること

8 その他

(1) 農地等

農業委員会は、新市として一本化していきますが、地域行政機関において、農地の貸借、売買、転用に関する手続きの相談などを行い、利便性を確保します。

主な事務事業

農地法による許可申請・届出の相談に関すること
農地利用のあっせんや争議の防止に関すること
農家・農地基本台帳の整備及び保管に関すること
農業委員会委員選挙人名簿申請に関すること
農業者年金の相談、指導に関すること
農地の相続税及び贈与税の納税猶予に関すること
軽易な証明に関すること
諸台帳の調整、整備、保管に関すること
農業者の青色申告の推進に関すること

(2) 選挙

選挙管理委員会は、新市として一本化されますが、明るい選挙の実現を目指し、地域からも有権者の政治や選挙に関する意識高揚を図るための啓発に努めるとともに、公正で適正な選挙の管理執行を確保します。

主な事務事業

政治や選挙に関する意識の高揚・啓発に関すること

宇都宮市・上河内町・河内町
合併まちづくり計画
(合併市町村基本計画)

～ 魅力と活力に満ちた

北関東の中核拠点都市を目指して ～

宇都宮地域合併協議会

目 次

計画の策定に当たって

- 1 計画の趣旨 …………… 1
- 2 合併の背景と目的 …………… 1
 - (1) 日常生活圏と一体的な行政経営
 - (2) 地方分権の進展と住民自治の拡充
 - (3) 少子・高齢化と人口減少への対応
 - (4) 地域の経済・産業の振興
- 3 新市のまちづくりの基本姿勢 …………… 3
 - (1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進
 - (2) 地域に根ざした自治の拡充
 - (3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進
 - (4) 自治体能力の向上

新市の概況

- 1 新市の現況 …………… 5
 - (1) 位置と地勢
 - (2) 歴史的特性
 - (3) 人口・世帯数
 - (4) 面積
 - (5) 経済
 - (6) その他の指標
- 2 新市の社会経済の見通し …………… 10
 - (1) 人口の見通し
 - (2) 経済の見通し
- 3 まちづくりの資源と主要課題 …………… 16
 - (1) 新市の地域特性及び資源
 - (2) まちづくりの主要課題

まちづくりの目標と基本方針

- 1 まちづくりの目標 …………… 19
- 2 土地利用の基本方針 …………… 20

新市の施策の大綱

- 1 一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造 …………… 23
- 2 個性と特性を生かした地域の創造 …………… 25
- 3 人・モノ・情報が活発に交流する活力の創造 …………… 26

地域別計画

- 1 計画の目的及び地域区分 …………… 28
- 2 地域ごとの計画 …………… 28
 - (1) 宇都宮地域
 - (2) 上河内地域
 - (3) 河内地域

県事業の推進

- 1 栃木県の役割 …………… 33
- 2 栃木県の事業 …………… 33

公共施設の適正配置 …………… 34

財政計画 …………… 35

計画の推進方策 …………… 38

資料編 …………… 40

計画の策定に当たって

1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例等に関する法律」第6条に基づき、宇都宮、上河内及び河内の3つの地域の合併後の円滑な運営を確保するとともに、均衡ある発展を図るための基本方針として策定し、新市の速やかな一体性の確立や住民の福祉の向上と各地域の特色を生かした新市全体の発展に向けて、その目標及び施策などを明らかにするものです。

なお、本計画の期間は、合併年度及びこれに続く10ヵ年度の期間について定めるものとします。

平成18年度(2006年度) ~ 平成28年度(2016年度)

2 合併の背景と目的

(1) 日常生活圏と一体的な行政経営

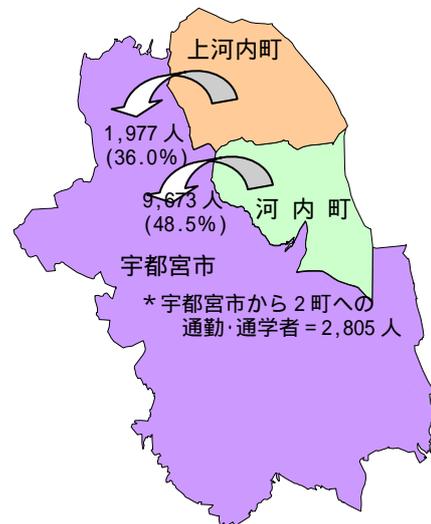
昭和28年に「町村合併促進法」が施行され、昭和30年代初頭までの昭和の大合併から50年が経過しようとしている今日、道路などの交通網の発達や自動車の普及、インターネットなどの情報ネットワークの整備などにより、住民の日常生活圏は現在の市町村の区域を越えて拡大しており、一日の大半を居住地以外の市町村で過ごす人が増えています。

宇都宮、上河内及び河内の各地域間においても、通勤・通学(15歳以上)による交流人口は約1万5千人に達しているなど、日常生活における行動範囲は大きく変化しており、これに併せて、一体的な行政サービスを必要とする範囲も、基礎自治体の区域を越えて拡大しています。

これらに対して、本地域においては、ごみ処理・水道・消防などの共同事業の実施や、公共施設の広域利用などの広域的な行政サービスの展開により、一定の成果を上げてきたところですが、行政区域の違いによるサービスの格差の問題など、複数の自治体による運営の限界が生じています。

そのため、住民の日常生活圏に合わせた区域をひとつの政治機能・行政体で運営することが必要であり、合併により、一層効果的・広域的な行政経営を目指していきます。

宇都宮地域の通勤・通学の状況



* 国勢調査(平成12年)より作成
* ()内の%は、当該町に住む通勤・通学者に対する割合

(2) 地方分権の進展と住民自治の拡充

従来の中央集権型の行政システムは、わが国の近代化や高度経済成長を推し進めるのに効率的でした。しかし、一定の豊かさを実現した今日においては、地域の特性に適した個性豊かなまちづくりを可能とするため、地方分権が推進されています。

地方分権の進展によって、市町村が国や都道府県に依存せずに、自らの責任と判断で創意工夫をこらしながら行政の施策・サービスの内容を決定し実施していくことが求められています。

また、社会の成熟化に伴う自己実現意欲の高まりなどから住民の自治意識も高まりをみせており、地方分権による自治権拡充の成果を生かし、地域住民自らの参加と協働による住民自治の拡充が求められているなど、住民がその自覚と責任に基づき、積極的に地域の自治を担うことにより、自立した地域社会を形成する必要があります。

そのため、合併により、行政組織の集約化と専門化を図るなど自治能力の向上に努める一方、地域に密着した行政運営を行うため、住民自治の拡充を図り、地域の住民ニーズを直接反映した地域づくりを推進します。

(3) 少子・高齢化と人口減少への対応

わが国全体では、平成 17 年に人口の自然増加数が初めて前年を下回ったところであり、また、今後、一層の高齢化が進み、平成 26 年には 4 人に 1 人が 65 歳以上になると予想されています。

本地域においても、このような潮流は例外ではなく、今後、平成 27 年をピークに人口減少過程に入るとともに、高齢化が進展することが予想され、行政への影響としては、生産年齢人口の減少による税収などの減少と、高齢化に伴う扶助費の増加が見込まれます。

これらの財政問題について、現在、景気の回復基調に伴って税収は増加することが見込まれていますが、その一方で、国・地方間においては税財源のあり方の見直しが行われ、国から地方に移される税財源は、これと同時に削減される国からの補助金や地方交付税よりも少ない規模になるとみられるなど、今後の国・地方の財政を取り巻く環境は不透明な状況です。

このようなことから、今後の行政運営にあたっては厳しい財政状況に十分配慮していく必要があります。

さらに、生活様式や価値観の多様化、社会状況の変化に伴い行政ニーズも高度化・複雑化し、福祉サービスなどの行政サービス水準の維持・向上が困難な状況に直面するなど、単独の自治体による運営の限界が予測されています。

こうしたことから、合併により、一定の水準の歳入を確保し、財政基盤の強化・確立を図る必要があることから、これまで各自自治体が進めてきた自己完結型の基盤整備などによる重複投資を解消し、効率性の高い広域的なまちづくりを進めます。

(4) 地域の経済・産業の振興

本地域はこれまで、恵まれた立地条件のもと、農業・商業・工業のバランスのとれた北関東地域における経済・産業の拠点として、着実な発展を続けてきました。

バブル経済崩壊後の低迷期を経て、企業収益が増加しているなど景気は回復基調にありますが、中小企業を取り巻く環境などは依然として厳しい状況にあります。また、本地域においては、郊外に大型小売店が相次いで開業したことなどにより、商業の拠点となるエリアの分散化が進んでいます。

こうした状況を踏まえ、広域的・一体的な産業基盤の整備や支援機能の強化などによって、既存事業者の経営基盤の強化や新規事業の創出を促進するとともに、地域の特色を生かした首都圏農業の確立や観光の振興に努め、地域経済・産業の発展を推進していきます。

さらに、各地域の恵まれた既存資源の活用と連携を図りながら、都市の多様性を創出し、魅力のある北関東最大の都市としての発展を目指していきます。

3 新市のまちづくりの基本姿勢

新市においては、次の4つの基本事項を踏まえて、地域の独自性を十分に尊重しつつ、一体性の確立と地域の特色を生かした新たなまちづくりを進めます。

(1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進

個性と魅力を発揮できる地域づくりの推進

新市の速やかな一体性の確立を図りつつ、個性と魅力を生かした地域づくりを推進することにより、新市全体としてより多様性に富んだ魅力あるまちづくりを行います。

住民に身近な行政サービスの展開

地域課題の解決に必要な行政サービスが迅速かつ的確に提供されるよう、都市内分権による地域行政機能の拡充・強化を図るとともに、住民に身近な行政サービスを身近な場所で提供します。

(2) 地域に根ざした自治の拡充

地域住民の参加と協働の推進

市民が愛着と誇りを持てる地域を創り上げるため、情報の積極的な提供や市民参画を促進するとともに、地域コミュニティ組織やNPO等の団体、事業者などの多様な活動主体との協働を基本としたまちづくりを進めます。

地域自治制度の構築・導入による住民自治の拡充

市民が地域づくりの担い手としての役割を果たし、地域に身近な課題を地域の意思に基づき解決できるよう、コミュニティ活動の支援や活動環境の整備などに努めるとともに地

域自治制度を構築・導入し、住民自治の拡充に努めます。

(3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進

合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置

住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、また、各地域の特性やバランスに十分配慮し、全市的な視点からの合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置を行います。

重点的かつ効果的な公共投資の推進

これまで各地域が個別に取り組んできた社会資本整備について、新市全域の視点から都市施設等が果たすべき機能や役割を整理したうえで、それぞれの地域において住民生活を支える施設となるよう、重点的かつ効果的な公共投資を行います。

効率的で健全な財政運営の確保

住民ニーズを踏まえつつ、将来人口や財政見通しなどの指標を勘案しながら、スケールメリットによる行政サービス水準の維持・向上や、社会資本整備の効率化に努め、最少の経費で最大の市民満足が得られるよう効果的な施策を展開し、将来にわたっての適正かつ健全な財政運営を確保します。

(4) 自治体能力の向上

基礎自治体である市は、住民サービスの向上の観点から地域の課題を総合的・包括的に解決する必要があることから、職員の専門性が高められるなどの規模拡大のメリットを生かして、政策課題に対応した行政組織の再編や職員の重点配置を行うとともに職員の政策形成能力の強化を図り、多様化・高度化する行政ニーズへの対応に向け、分権時代にふさわしい自治体能力の向上に努めます。

新市の概況

1 新市の現況

(1) 位置と地勢

位置

新市は、栃木県のほぼ中央、東京から約 100 km の距離に位置し、面積は 416.84 k m² で、県土の約 6.5% を占めます。

南北には東北新幹線、東北自動車道が、東西には北関東自動車道などが走り、東京圏から東北・北海道方面に向かう国土の新たな発展軸（北東国土軸）と、太平洋から関東内陸部や、日本海に向かう首都圏大環状連携軸が交差する北関東の中核拠点となっています。

地勢

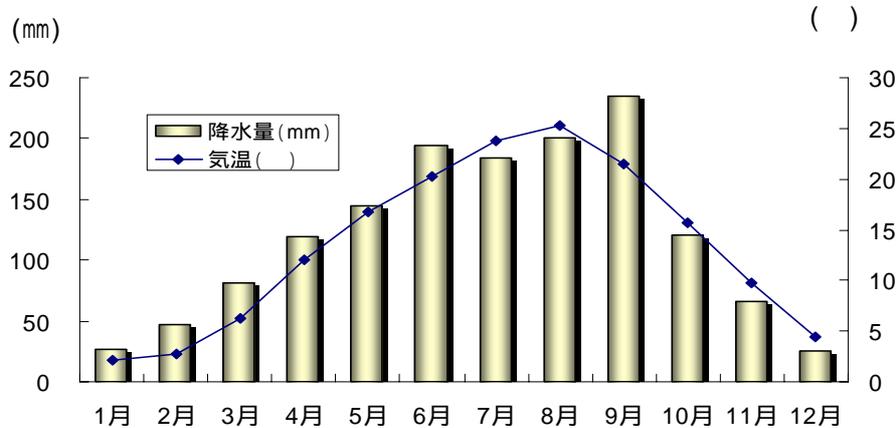
広大な沃野を有する関東平野のほぼ北端で、北部には丘陵地帯が連なり、北西に遠く日光連山を望み、市域の北部から東部にかけて鬼怒川が貫流しています。

豊かな清流を誇る鬼怒川は、その源を日光市の奥鬼怒に発し、地域一帯を潤し、各河川を合流しながら利根川に合流し、太平洋に注いでいます。

また、鬼怒川を始めとした、市域の平野部を流れる西鬼怒川、江川、田川、山田川、姿川、御用川等は、農業地帯の灌漑用水や市街地及び集落の貴重な水辺空間として、重要な役割を果たしています。

気候

過去 30 年間の年間平均気温は 13.4℃、年間平均総降水量は 1,444mm で、夏冬の寒暖の差が顕著であり、降水量は春から秋にかけて多く、冬に少ない状況です。



出典：宇都宮地方気象台「栃木県気象年報」
1971～2000年の平均

(2) 歴史的特性

宇都宮、上河内及び河内の3つの地域は、栃木県のほぼ中央に位置しており、地理的・歴史的にもつながりが深く、鬼怒川、田川の各流域を中心に交流を深めてきました。中世に宇都宮を中心に勢力を伸ばし、鎌倉幕府の有力御家人に成長した宇都宮氏と、その庶流によって、現在の宇都宮市に宇都宮城が、上河内町に中里城が築城されました。

これらの地域一帯は、宇都宮藩知事の統治を経て、明治4年の廃藩置県により宇都宮県を構成してきました。

(3) 人口・世帯数

総人口・世帯数

新市の人口は、約 50 万 2 千人であり、県全体の 24.9%を占めています。また、新市の世帯数は 196,673 世帯であり、県全体の 27.7%を占めます。

一世帯当たりの人口を地域別に見ると、最も少ないのは宇都宮地域で 2.51 人、最も多いのは上河内地域で 3.54 人と、1.03 人の開きがあります。

平成 17 年 10 月 1 日現在（単位：人，世帯）

		人 口			世帯数	一世帯当りの人口
		総 数	男	女		
新 市（合計）		502,279	251,045	251,234	196,673	2.55
内 訳	宇都宮地域	457,557	228,906	228,651	182,370	2.51
	上河内地域	9,545	4,672	4,873	2,698	3.54
	河内地域	35,177	17,467	17,710	11,605	3.03
栃木県全体		2,016,452	1,001,877	1,014,575	708,794	2.84
新市が県に占める割合		24.9%	25.1%	24.8%	27.7%	

出典：「平成 17 年国勢調査」

年齢構造

新市の人口構成比は、年少人口が 14.7%、生産年齢人口が 69.0%、老年人口が 16.3%となっており、県全体と比較すると高齢化率は低い状態にあります。

これを新市の地域別で見ると、宇都宮地域及び上河内地域で年少人口が 14%台となっており、少子化が進んでいます。また、老年人口は河内地域が 14%台であるのに対し、上河内地域は 20.8%で超高齢社会となっており、新市の各地域における少子高齢化の状況には差があります。

平成 16 年 10 月 1 日現在（単位：人）

		年少人口 0～14歳		生産年齢人口 15～64歳		老年人口 65歳以上		合 計
新 市（合計）		73,038	14.7%	342,995	69.0%	81,087	16.3%	497,120
内 訳	宇都宮地域	66,292	14.7%	312,161	69.0%	73,847	16.3%	452,300
	上河内地域	1,348	14.2%	6,191	65.1%	1,976	20.8%	9,515
	河内地域	5,398	15.3%	24,643	69.8%	5,264	14.9%	35,305
栃木県全体		289,933	14.4%	1,343,692	66.7%	380,154	18.9%	2,013,779
新市が県に占める割合		25.2%		25.5%		21.3%		24.7%

出典：栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査報告書」をもとに宇都宮地域合併協議会にて作成

外国人登録人口

新市における外国人登録人口は、約 8,000 人であり、県全体の 24.3%を占めます。国籍別の外国人登録人口は、1 位が中国（2,660 人）、2 位が韓国又は朝鮮（1,312 人）、3 位ブラジル（1,169 人）と続き、これらで全体の約 64%を占めています（平成 17 年 12 月末現在）。

（宇都宮地域合併協議会調べ）

(4) 面積

新市の総面積は 416.84 k m²であり、約 50%を田・畑・宅地で占めます。これらの地目は、県全域の地目別割合と比しても高い状況です。上河内地域では、山林が総面積の約 4 分の 1 を占めており、緑豊かな自然が残された地域となっています。

平成 16 年 1 月 1 日現在 (単位: k m²)

地目別面積	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	
新市(合計)	416.84	99.41	38.68	70.08	0.27	68.89	0.34	5.23	23.16	110.78	
内訳	宇都宮地域	312.16	61.99	34.41	61.29	0.22	48.53	0.34	4.36	16.34	84.68
	上河内地域	56.96	18.17	1.78	2.74	0.01	13.92	0.00	0.60	2.91	16.83
	河内地域	47.72	19.25	2.49	6.05	0.04	6.44	0.00	0.27	3.91	9.27
栃木県全体	6,408.28	989.82	400.88	436.32	8.22	1,519.98	18.81	70.40	262.17	2,701.68	
新市内訳	100.00%	23.85%	9.28%	16.81%	0.06%	16.53%	0.08%	1.25%	5.56%	26.58%	
栃木県内訳	100.00%	15.45%	6.26%	6.81%	0.13%	23.72%	0.29%	1.10%	4.09%	42.16%	
新市が県に占める割合	6.50%	10.04%	9.65%	16.06%	3.28%	4.53%	1.81%	7.43%	8.83%	4.10%	

出典: 栃木県地方自治研究会「栃木県市町村要覧(平成 17 年度版)」

(5) 経済

産業別事業所数

新市の事業所数の総数は、21,239 事業所であり、県全体の 22.7%を占めます。県の産業別事業所数に占める新市の割合は、「金融・保険業」が、34.0%と最も高く、次いで「サービス業」が 26.7%であり、これらは新市に集中しています。

また、新市の産業別事業所数を見ると、「卸売・小売業・飲食店」が 9,284 事業所と最も多く、総数の 43.7%を占めています。

平成 16 年 6 月 1 日現在 (単位: 所)

	総数	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業・ 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
新市(合計)	21,239	40	20	2,144	1,369	5	547	9,284	409	983	6,438
栃木県全体	93,456	401	112	11,217	11,780	32	2,345	38,152	1,202	4,119	24,096
新市内訳	100.00%	0.19%	0.09%	10.09%	6.45%	0.02%	2.58%	43.71%	1.93%	4.63%	30.31%
新市が県に占める割合	22.7%	10.0%	17.9%	19.1%	11.6%	15.6%	23.3%	24.3%	34.0%	23.9%	26.7%

出典: 「平成 16 年事業所・企業統計調査」をもとに宇都宮地域合併協議会にて作成

産業別従事者数(民営)

新市の従事者数の総数は 219,737 人であり、県全体の 26.0%を占めます。県の産業別従事者数に占める新市の割合を見ると、「金融・保険業」が 45.1%と最も高く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」が 39.2%となっています。

また、新市の産業別従事者数を見ると、「卸売・小売業・飲食店」が 74,754 人と最も多く、総数の 34.0%を占めています。

平成 16 年 6 月 1 日現在 (単位: 人)

	総数	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業・ 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
新市(合計)	219,737	547	127	19,341	41,003	919	14,635	74,754	8,062	3,310	57,039
栃木県全体	843,842	4,611	1,493	72,096	237,824	2,347	47,873	248,902	17,859	9,745	201,092
新市内訳	100.00%	0.25%	0.06%	8.80%	18.66%	0.42%	6.66%	34.02%	3.67%	1.51%	25.96%
新市が県に占める割合	26.0%	11.9%	8.5%	26.8%	17.2%	39.2%	30.6%	30.0%	45.1%	34.0%	28.4%

出典: 「平成 16 年事業所・企業統計調査」をもとに宇都宮地域合併協議会にて作成

製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）

新市の「製造品出荷額等」は1兆6千億円を超えており、県に占める新市の割合を見ると、「事業所数」の11.4%、「従業者数」の16.8%に対して、20.1%と県全体の5分の1以上を占めています。

平成16年12月31日現在

	事業所数(所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
新市(合計)	646	34,226	161,603,840
栃木県全体	5,655	203,200	804,118,357
新市が県に占める割合	11.4%	16.8%	20.1%

出典：「平成16年工業統計調査」

年間商品販売額

新市の「年間商品販売額」総額は約2兆6千億円となっており、県に占める新市の割合を見ると、「商店数」総数の24.1%、「従事者数」総数の30.5%に対して、47.4%と県全体の約2分の1を占めています。

平成16年6月1日現在

	商店数(店)			従業員数(人)			年間商品販売額(万円)		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
新市(合計)	6,210	1,870	4,340	50,426	18,815	31,611	259,339,222	197,405,225	61,933,997
栃木県全体	25,752	5,545	20,207	165,252	44,195	121,057	547,239,577	340,077,703	207,161,874
新市が県に占める割合	24.1%	33.7%	21.5%	30.5%	42.6%	26.1%	47.4%	58.0%	29.9%

出典：「平成16年商業統計調査」

農業産出額

新市の農業産出額の総額は、約212億5,000万円であり、県全体の7.7%を占めます。農業産出額の内訳を見ると、「米」は42.6%と県の内訳より高い割合となっているのに対して、「畜産」の割合は10.9%と低い状況です。

平成16年の1年間の産出額

農業産出額(千万円)	総額	米	野菜	畜産	その他	
新市(合計)	2,125	905	535	231	454	
内訳	宇都宮地域	1,563	583	434	169	377
	上河内地域	255	163	51	14	27
	河内地域	307	159	50	48	50
栃木県全体	27,691	8,559	7,333	8,758	3,041	
新市内訳	100.0%	42.6%	25.2%	10.9%	21.4%	
栃木県内訳	100.0%	30.9%	26.5%	31.6%	11.0%	
新市が県に占める割合	7.7%	10.6%	7.3%	2.6%	14.9%	

出典：農林水産省「平成16年生産農業所得統計」

(6) その他の指標

大学の在学者数

新市における4年制大学の在学者数は、総数で9,205人となっており、県全体の39.2%を占め、短期大学についての総数は1,025人で、33.3%を占めています。

また、大学数7校、在学者数総数10,230人(4年制大学と短期大学の合計)を抱える状況は、県全体に占める新市の総人口の割合と比べると高い水準にあります。

平成 17 年 5 月 1 日現在

	4 年制大学				短期大学			
	学校数(校)	在学者数(人)			学校数(校)	在学者数(人)		
		総数	男性	女性		総数	男性	女性
新市	4	9,205	6,402	2,803	3	1,025	116	909
栃木県全体	9	23,503	15,340	8,163	7	3,079	415	2,664
新市が県に占める割合	44.4%	39.2%	41.7%	34.3%	42.9%	33.3%	28.0%	34.1%

出典：栃木県全体 / 栃木県「平成 17 年学校基本調査報告書」

図書館等蔵書数

平成 16 年度末現在

新市の図書館等における総蔵書数は約 138 万冊であり、1 人当たり 2.8 冊となっています。上河内地域は、1 人当たりの蔵書数が 7.8 冊と最も充実しています。

		蔵書総数	1 人当たり蔵書数
新市(合計)		1,384,515	2.8 冊
内訳	宇都宮地域	1,150,076	2.6 冊
	上河内地域	76,808	7.8 冊
	河内地域	157,631	4.5 冊

(宇都宮地域合併協議会調べ)

水道普及率(広義)

新市の水道普及率(広義)は 97.9%となっています。各地域の水道普及率(広義)を見ると、最も整備が進んでいるのは宇都宮地域で、98.5%となっています。

平成 16 年度末現在

	総人口(人) 【A】	給水人口(人)				普及率(%) 【B】/【A】	
		上水道	簡易水道	専用水道	合計【B】		
新市(合計)	495,333	475,518	8,443	989	484,950	97.9	
内訳	宇都宮地域	450,217	443,289	0	59	443,348	98.5
	上河内地域	9,818	0	8,443	923	9,366	95.4
	河内地域	35,298	32,229	0	7	32,236	91.3
栃木県全体	2,008,036	1,773,882	96,570	10,014	1,880,466	93.6	

出典：栃木県生活衛生課「平成 16 年度 栃木の水道」
市町総人口に対する供用人口(上水道、簡易水道、専用水道の使用可能な人口の合計)の割合

下水道普及率(広義)

新市の下水道普及率(広義)は 91.0%となっています。各地域の下水道普及率(広義)を見ると、地域によって様々であり、最も整備が進んでいるのは宇都宮地域で、93.5%となっています。

平成 17 年度末現在

	行政人口 (人)【A】	下水処理人口(人)					普及率 【B】/【A】	
		公共下水道	農業集落排水	地域下水処理施設	合併処理浄化槽	合計【B】		
新市(合計)	498,477	395,431	13,053	27,258	17,766	453,508	91.0	
内訳	宇都宮地域	453,283	383,482	10,838	17,760	11,658	423,738	93.5
	上河内地域	9,839	1,199	0	1,538	2,663	5,400	54.9
	河内地域	35,355	10,750	2,215	7,960	3,445	24,370	68.9

(宇都宮地域合併協議会調べ)

市町総人口に対する供用人口(公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽及び地域下水処理施設の使用可能な人口の合計)の割合

2 新市の社会経済の見通し

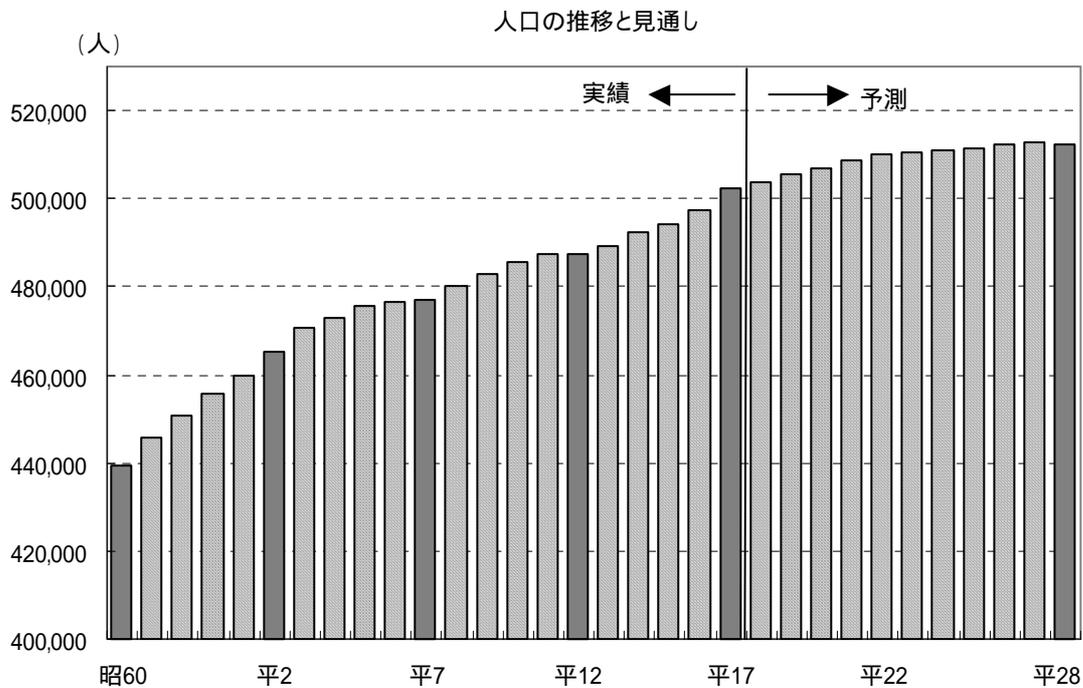
新市建設の基本となる指標として、平成 17 年（2005 年）を基準年に、平成 28 年（2016 年）までの人口や経済の見通しを明らかにします。

(1) 人口の見通し

総人口

新市の総人口は、平成 27 年（2015 年）に約 51 万 2,800 人でピークに達した後、緩やかな人口減少過程に入るものと見込まれます。平成 28 年（2016 年）の総人口は約 51 万 2,200 人になるものと見込まれます。

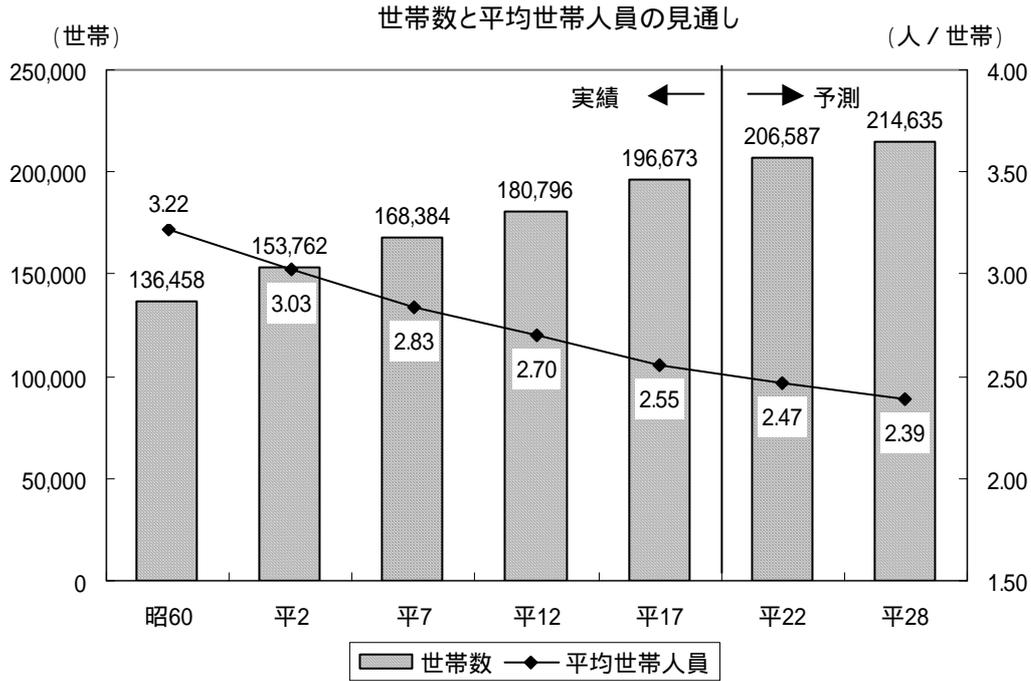
地域の人口を見ると、河内地域では、引き続き人口が増加していくと予測されますが、上河内地域では微増となる見通しです。また、宇都宮地域では、平成 23 年（2011 年）をピークとして減少に転じると見込まれます。



世帯数

単独世帯や核家族世帯の増加が見込まれることから、世帯数は、平成 28 年（2016 年）には約 21 万 5 千世帯にまで増加するものと見込まれ、地域ごとの増加率（平成 17 年と 28 年の比較）を見ると、河内地域が約 1.20 倍と最も高くなると予測されます。

また、1 世帯当りの世帯人員は、平成 28 年には 2.39 人に低下することが見込まれます。中でも、宇都宮地域では同年に 2.33 人となり、最も核家族化が進むと予測されます。



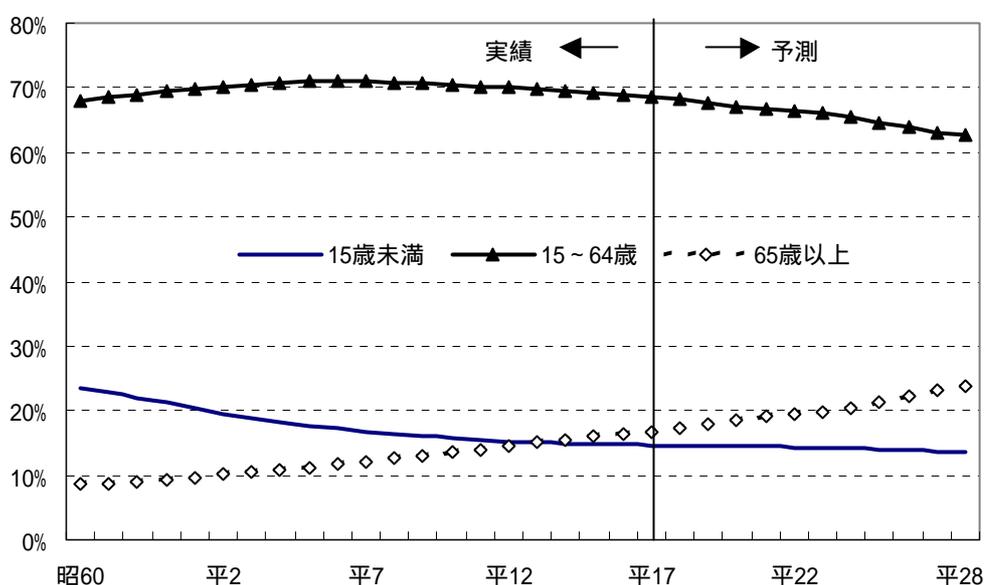
年齢構造

新市の年齢構造を見ると、生存率の向上などによりさらに高齢化が進み、平成28年(2016年)の高齢人口(65歳以上)は約12万人で、その構成比は23.7%に達し、市民の5人に1人以上が高齢者となる超高齢社会の到来が予測されます。

一方、出生率の低下により、年少人口(15歳未満)は、平成28年に約7万人(13.5%)となり、少子化が一段と進む上に、生産年齢人口(15~64歳)も約34万5千人から約32万1千人(62.8%)に減少し、新市の活力の低下が懸念されます。

また、年齢3区分別人口の割合を地域別に見ると、いずれも、少子・高齢化が進む傾向にある中、高齢人口の割合において上河内地域が25.3%と最も高くなっており、他の地域でも22~24%に達することが予測され、超高齢社会への対応は新市の主要課題になると見込まれます。

年齢別人口構成割合の見通し



年齢3区分別人口構成比の推移

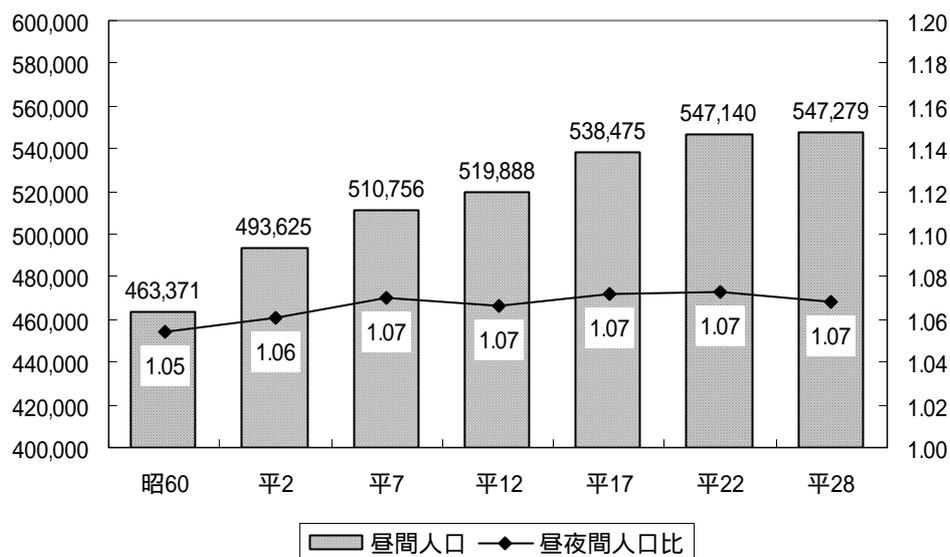
	昭60	平2	平7	平12	平17	平22	平28
15歳未満	23.4%	19.6%	16.8%	15.3%	14.7%	14.3%	13.5%
15~64歳	68.1%	70.3%	71.1%	70.2%	68.6%	66.3%	62.8%
65歳以上	8.5%	10.1%	12.1%	14.5%	16.7%	19.4%	23.7%

交流人口（昼間人口）

交流人口は、平成 27 年（2015 年）に約 54 万 8,000 人でピークに達した後、徐々に減少すると見込まれます。平成 28 年（2016 年）の昼間人口は約 54 万 7,300 人、昼夜間人口比率で 106.9%になるものと見込まれます。

新市が引き続き、人・モノ・情報が集まり活発に交流する都市であり続けるためには、昼間人口の維持・増加につながる、高次で魅力ある都市機能の集積や活力あるまちづくりなどが求められます。

昼間人口及び昼夜間人口比の見通し



(2) 経済の見通し

経済規模

【 市内総生産 】

新市の市内総生産額（実質値）は，平成 28 年度（2016 年度）には約 3 兆 600 億円の経済規模となり，平成 17 年度以降の期間の増加率は，年平均 1.14%程度で推移するものと見込まれます。産業別の構成比は，第 3 次産業が，平成 28 年度に 65.8%へと増加する一方で，第 2 次産業及び第 1 次産業の比率は低下していくものと見込まれます。

また，地域別の産業別構成比を見ると，宇都宮・河内地域は第 3 次産業の比率が高く，上河内地域は第 2 次産業の比率が高くなっています。

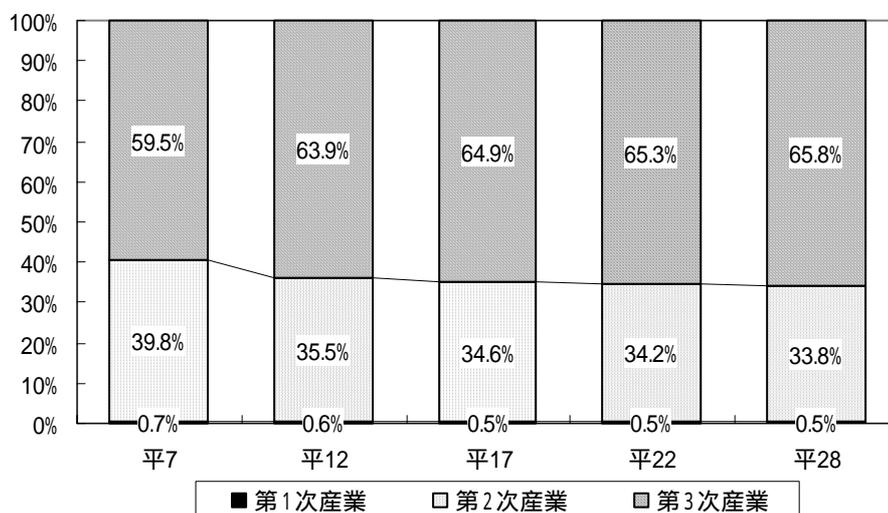
市内総生産額の推移

単位：億円，平成 7 年価格

	平 7	平 12	平 17	平 22	平 28
総 額	23,507	24,312	27,022	28,729	30,598
宇都宮地域	22,549	23,226	25,873	27,477	29,249
上河内地域	343	356	366	398	426
河内地域	615	730	783	854	923

注：各年度の名目値を県民経済計算の県内総支出デフレーター（平成 17 年度以降は予測値）を用いて実質化した。

産業別生産額構成比の推移と見通し



就業人口の見通し

新市の就業者数は、平成 22 年（2010 年）に約 28 万 800 人でピークに達した後、平成 28 年（2016 年）には約 27 万 6,000 人になるものと見込まれます。産業別構成比を見ると、平成 28 年には、第 1 次産業が 2.0%（約 5,400 人）、第 2 次産業が 26.9%（約 7 万 4,000 人）、第 3 次産業が 71.2%（約 19 万 7,000 人）となると見込まれ、第 1 次・2 次産業の割合が低下する一方で、第 3 次産業の割合が高まることが見込まれます。

就業者数の推移

単位：人

	昭 60	平 2	平 7	平 12	平 17	平 22	平 28
総 数	230,936	254,329	269,103	267,459	280,453	280,839	276,164
宇都宮地区	219,241	241,578	255,188	252,944	264,434	265,081	260,779
上河内地区	3,536	3,657	3,980	3,854	3,878	3,802	3,601
河内地区	8,159	9,094	9,935	10,661	10,670	10,746	10,505

産業別就業者構成比の推移

	昭 60	平 2	平 7	平 12	平 17	平 22	平 28
構 成 比	第 1 次産業	6.2%	4.5%	3.7%	3.0%	2.5%	2.0%
	第 2 次産業	31.1%	31.7%	29.8%	28.7%	27.7%	26.9%
	第 3 次産業	62.8%	63.8%	66.5%	68.4%	69.8%	71.2%

3 まちづくりの資源と主要課題

(1) 新市の地域特性及び資源

地理的条件・自然環境

新市は首都東京から約 100 km，栃木県のほぼ中央部にあり，県都としてはもとより，北関東の中核拠点としての機能を担う上で恵まれた位置にあります。

南北に流れる鬼怒川，姿川，田川，江川，山田川，御用川，西鬼怒川などの河川は，周囲の平地林，水田，畑地等と田園的な環境を形成するとともに，市民の憩い・やすらぎの場としても活用されています。

北部の羽黒山から北西部にかけては，大谷，古賀志の丘陵が起伏し，良好な眺望や自然景観に恵まれています。また，丘陵地帯の南端となる戸祭山，八幡山の連丘が市中心部に接しており，都心部においても豊かな緑が確保されています。

地域の資源

新市の中心市街地においては，県都として商業・業務機能や都市的サービス機能など市民生活の利便性向上に資する高次の都市機能が集積しています。また，多様な交通の結節点である JR 宇都宮駅を中心として，人・モノ・情報が広域的に交流する，首都圏における重要な都市拠点となっています。

また，上河内及び河内地域の中心部には，業務機能などが集積しており，それぞれ地域の拠点となっています。

また，自然景観や祭・伝統芸能などの歴史的・文化的な資源が豊富で，河内地域では，全国的にも貴重になったホトケドジョウなどの魚類やミズニラなどの植物がいまだに豊富に残っています。温泉が湧出する宇都宮，上河内の各地域においては，それぞれ陸の松島と称される国指定名勝・大谷の奇岩群，300 年の歴史を持つ「梵天まつり」が行われる羽黒山，親水公園や森林などを活用した観光・レジャーの拠点が形成されています。

新市の産業集積は，農業，工業，商業ともに高次元でバランスがとれた構成となっています。

農業では，鬼怒川を中心に関東平野を代表する穀倉地帯が広がり，また，いちご，なし，トマトなどの園芸作物及びしいたけなどのきのこ類の生産も盛んです。

工業では，内陸最大級の清原工業団地をはじめとする工業団地が複数立地しています。また，宇都宮テクノポリスセンター地区には，栃木県産業技術センターととちぎ産業交流センターが一体となった産業支援拠点施設「とちぎ産業創造プラザ」が立地しており，産業支援機関が集積しています。

また，商業では，宇都宮地域が約 100 万人の商圏人口を有しています。

新市の宇都宮地域には 4 年制大学 4 校，短期大学 3 校が立地しており，総学生数は約 10,000 人を超えるなど，高等教育機関の高い集積があります。

北関東の中核拠点である新市は，南北を縦貫する東北新幹線，JR 宇都宮線，東北自動車道，新 4 号国道をはじめ，新市南部を横断する北関東自動車道などの国土交通軸の結節点に位置し，首都圏における広域ネットワークの交通拠点としての機能を有しています。

(2) まちづくりの主要課題

新市のまちづくりに当たっての主要な課題は次のとおりです。

新市の一体性と均衡ある発展の確立

総合的な交通体系の整備

新市の一体性を確保し地域間の交流を促進するため、地域間を有機的に結ぶ広域的な道路ネットワークの構築に向け、競輪場通りなど中心拠点における3環状及び各拠点を相互に結ぶ12放射道路など、道路網の整備を進めるとともに、公共交通ネットワークの構築に向け、既存交通の活用や新交通システムの導入など、総合的な交通体系の整備を図る必要があります。

情報ネットワークなどの形成

地域間の一体性を確保し交流を促進する情報基盤として、公共施設間を結ぶ情報ネットワークを整備するとともに、宇都宮地域をはじめ、上河内地域及び河内地域においても高速通信回線などの利用が可能となるよう整備・普及を促進する必要があります。

良好な生活環境の整備

住民が安全で快適な日常生活を営むため、上下水道やごみ処理施設など生活に密着した社会資本については、各地域においてこれまで形成してきた基盤を生かしつつ、新市の中で適切な機能分担により有効活用を図るとともに、地域が主体となった防災体制の強化や市民が水と緑に身近に親しめる場の整備などにより、良好な生活環境づくりを進める必要があります。

保健・福祉サービス水準の維持・向上

出生率の低下により少子化が一段と進む一方で、さらなる高齢化の進行により超高齢社会の到来が予測されることから、安心して子どもを産み育てることができ、高齢者が元気で安心して生活できる社会環境を確保するため、保健・福祉サービス水準の維持・向上を図る必要があります。

個性と特性を生かした地域づくり

個性のある地域づくり

新市において、市民・団体・事業者・行政などが適切な役割分担と連携のもと、各々の地域が育んできた歴史、文化、伝統や自然環境などの地域資源を生かしながら、個性のある地域づくりを推進する必要があります。

また、コミュニティの維持・再生に十分配慮しながら、地域に根ざした、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

教育環境の充実

家庭や地域の教育力の向上や学校との連携により21世紀を担う子どもたちを健全に育成するとともに、最新の知識・技能を身に付け新市の産業を担う将来の人材を育成するため、地域資源や産業集積を生かした特色ある教育環境を充実する必要があります。

新市の活力の維持・向上

新市の拠点性の向上

新市は県都であるとともに県央地域における広域的な都市圏の中核都市としての主導的な役割が期待されており、今後とも持続的に発展・拡大していくためには、中心市街地の活性化及び都市拠点における広域交流機能の充実・強化を図るとともに、周辺地域の拠点における良好な生活環境の形成など、基礎的な機能の向上に取り組むことにより、それぞれの特性を生かした都市機能の集積を進めながら拠点性を高める必要があります。

経済・産業・観光の振興

農業、工業、商業とともに高次元でバランスの取れた産業集積を生かし、新市全体の活力を向上させるため、生産性・収益性の高い首都圏農業の確立と安全で安心な食の安定供給に向けて地産地消の推進に努めるほか、先端・高度技術産業や研究開発型企業をはじめとする企業集積や、産業支援機関及び高等教育機関などとの連携や情報通信技術の産業への活用による、新事業の創出や中小製造業の活性化を促進するとともに、商業・業務機能が集積している都心部の一層の機能強化などにより、経済・産業の振興を図る必要があります。

また、本市の地域資源を生かした観光を振興しながら、交流人口を増やし、賑わいを創出する必要があります。

まちづくりの目標と基本方針

1 まちづくりの目標

新しい宇都宮が、自立した地域の連携のもと、快適な都市空間と潤いのある生活環境の中で市民が暮らし、将来においても活力を維持・向上し続けるため、

「躍動する市民 魅力あふれる地域 あすの活力を育む都市 うつのみや」

新市のまちづくりにおいては、「人（市民）」が主役であり、「地域」をまちづくりの基本と位置づけ、北関東の中心都市として「魅力」にあふれるまちを目指します。

新市は、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、一体的で連携がとれた新しい自治体として、21世紀においても持続的発展が可能な活力を創り出すことを目指します。

をまちづくりの将来像とし、その実現を目指します。

また、将来像を実現するにあたっては、社会経済の変化に対応し、まちづくりの諸課題の解決に向けて、新市における「一体性」「個性」「活力」の創造をキーワードとして、次のような取組を進めます。

一体的で均衡がとれた誰もが住みやすい都市づくり

快適な都市生活や機能的な都市活動・産業活動が確保され、市民の誰もが住みやすく一体的で均衡がとれた都市を創造します。

個性と特性を生かした自立性の高い地域づくり

それぞれの地域固有の歴史、文化、景観などを大切にし、コミュニティを守り育て、互いに助け合い、教えあう、人間性豊かな地域を創造します。

人・モノ・情報が活発に交流するまちづくり

北関東を牽引する自治体として、人・モノ・情報が活発に交流し、活力があり、魅力的でにぎわいのあるまちを創造します。

2 土地利用の基本方針

まちづくりの目標を実現するにあたり、「まちづくり三法（改正都市計画法・中心市街地活性化法・大規模小売店舗立地法）」の改正を踏まえ、新市においても、多様な都市機能の集積化やネットワーク化を進めながら、人・モノ・情報を引き付け、さまざまな出会いと交流を促進する魅力ある拠点やすべての人が安全で快適に生活できる拠点を形成するなど、総合的・計画的な都市空間の形成を図っていくことが必要です。

具体的には、より高次の商業・業務、交通、交流機能などの集積を目指す新市の中心拠点、地域住民の利便性や快適性を満たす基本的な都市生活機能の集積を図る地域の核となる拠点、都市の活力を支える産業活動の拠点や歴史や自然資源を活かした憩いの場となる観光・レクリエーションの拠点の整備、開発及び保全を行い、都市内に適切に配置していくことが必要です。

これらを踏まえて都市空間整備の基本となる土地利用に関する基本的な考え方を示します。

(1) 市街地の高度利用と良好な住環境の形成を図る住宅地

既成市街地では、土地区画整理事業等の面的整備により、低層密集地区の解消に努め、ゆとりなどに配慮した快適な居住環境の形成を図ります。特に、中心市街地では、商業・業務機能との調和を図りつつ、土地の高度利用、都心居住などにより都心部の再生を進めます。

周辺の市街地では、生活基盤の整備や防災面に十分配慮し、地域の地理的自然的特性を生かした居住環境の整備に努め、良好な市街地環境の保全と形成を進めます。

宅地開発などにより住宅地を形成する場合には、緑やオープンスペースの豊かな住宅地として、計画的な開発誘導を行うとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制して、適正規模の市街地形成を図ります。

このため、新市域全体で適正規模の区域区分（市街化区域と市街化調整区域の線引き）を行うとともに、開発許可制度等の適正な運用を行います。

(2) 地域特性に応じた都市機能の集積を目指す商業・業務地

中心地区の商業地では、市街地再開発事業などを推進し、商業機能の集積とともに交流機能や市民サービス機能を加えたにぎわいの場の形成を図ります。また、JR宇都宮駅周辺地区では、業務機能や交通結節機能の強化に加え、高度情報や広域交流、産業支援、学術文化などの新たな機能の導入を図り、中心地区との連携を図りながらにぎわいと多様性のある都心づくりを進めます。

周辺地域の中心部や鉄道駅周辺などに分布する商業・業務地では、住民の多様なニーズに対応した地域密着型の機能を発揮できるように、それぞれの地域特性を生かした日常生活の利便性の向上に向けて、商業・福祉・行政サービスなどの生活支援機能の充実を図ります。また、幹線道路沿道では、中心地区や地域の拠点などの商業・業務地との機能分担や周辺環境に配慮して秩序ある土地利用を進めます。

(3) 産業構造の転換に対応し地域経済の自立的発展の拠点となる工業地

宇都宮テクノポリスセンター地区では、産業支援機関やこれまで培われた技術・人材などの地域産業資源を有効に活用し、先端・高度技術産業、研究開発型企業の育成・誘致などにより、新たな工業地の形成に努めます。

また、インターパーク宇都宮南（東谷・中島）では、北関東自動車道の全線開通を見据え、交通結節点としての立地特性を生かし、工業・流通・業務機能などが調和した複合的な産業の集積を図るとともに、産業支援機能の充実や域内再配置の促進を図ります。

さらに、清原工業団地や河内工業団地など既存の工業団地では、企業ニーズや産業構造の変化に対応した良好な生産環境の確保に努めます。

(4) 都市の環境を守り、良質な食を安定して供給する農地

市域を南北に流れる鬼怒川・田川・姿川・江川の流域などに広がる農業地域では、首都圏に位置する地理的優位性を生かし、生産性・収益性の高い首都圏農業の確立や安全で安心な食を安定的に供給することができる農地の確保に努めます。さらには、農地は洪水の防止や自然環境の保全などの多面的機能を有しており、都市の環境を守り・創る農地の保全に努めます。

また、農業・農村が有する自然資源を生かした交流や体験・レクリエーション空間の整備などにより、都市と農村の交流による魅力あふれる地域づくりの展開に向けて農地の有効利用を図ります。

(5) 多様な機能を生かした森林地

市西部の県立自然公園から北部の羽黒山にかけた山間・丘陵部では、木材生産などの経済的機能に加え、災害の防止、水源のかん養、保健休養、生活環境の維持などの公益的機能が十分に発揮できるよう、森林の適切な整備・保全に努めます。

また、余暇需要の増大や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全などに配慮しながら、住民のレクリエーションの場、自然や緑に触れる自然学習の場などとして有効活用を進めます。

新市の施策の大綱

新市として迅速な一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、まちづくりの目標等の実現を目指して、次のような施策の展開を図ります。

1 一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造

(1) 快適に移動できるまちづくり

- 1) 道路ネットワークを整備する
- 2) 公共交通ネットワークの整備を推進する

(2) 良好な生活環境を備えたまちづくり

- 1) 廃棄物の適正処理を推進する
- 2) 上水道を安定供給する
- 3) 生活排水を適切に処理する
- 4) 緑に親しめる環境づくりを推進する
- 5) 災害に強いまちづくりを推進する
- 6) 地域情報化を推進する

(3) 健康で安心して生活できるまちづくり

- 1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する
- 2) バリアフリーのまちづくりを推進する
- 3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する
- 4) 子育て支援を充実する
- 5) 生活衛生を向上する

2 個性と特性を生かした地域の創造

(1) 市民・地域自治を培うまちづくり

- 1) 市民主体のまちづくりを推進する
- 2) 個性のある地域づくりを推進する
- 3) 市民に身近な行政を推進する

(2) 豊かな人間性を育むまちづくり

- 1) 学校教育を充実する
- 2) 生涯学習を推進する
- 3) 地域文化を振興する
- 4) 生涯スポーツを推進する

3 人，モノ，情報が活発に交流する活力の創造

(1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

- 1) 都市拠点機能を向上する
- 2) 地域拠点機能を向上する

(2) 豊かで活力あるまちづくり

- 1) 商業・サービス業を振興する
- 2) 活力ある工業を振興する
- 3) 魅力ある農林業を振興する
- 4) 地域資源を生かした観光を振興する

1 一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造

(1) 快適に移動できるまちづくり

都市交通の円滑化と誰もが気軽に利用できる公共交通サービスの水準の向上を図るため、総合的な交通ネットワークを構築することにより、新市の一体性と地域間の連携を支える交通環境を持つ都市をつくります。

1) 道路ネットワークを整備する

都市間及び新市における地域間交通の円滑化や安全性・利便性を確保するとともに、災害時においても円滑な道路交通機能を確保するため、東北自動車道や北関東自動車道、国道をつなぐ都市計画道路や幹線道路などの整備、道路・橋りょうの機能保全を図り、多様な都市活動を支える道路ネットワークを構築します。

2) 公共交通ネットワークの整備を推進する

都市内や都市間の移動利便性を高めるとともに、公共交通不便地域を解消し誰もが気軽に利用できる公共交通のサービス水準を高めるため、既存の交通サービス活用や地域の実情に応じた新しい輸送形態の創出などにより、生活交通を確保するとともに、基幹公共交通を担う新交通システムの導入を進めます。

(2) 良好な生活環境を備えたまちづくり

新市全域において市民生活を支える基盤を築くため、上下水道やごみ処理施設などの公共サービスを提供する社会的基盤や良好な居住環境が形成された市街地などの都市空間を効果的・重点的に整備することにより、市民が安全で快適に住み続けることができる都市をつくります。

1) 廃棄物の適正処理を推進する

一般廃棄物の処理における環境への負荷を最小限に抑え、適正かつ安定的な処理を推進するため、ごみ処理施設などの更新や、適切な運営・維持管理を含めた処理体制の強化を図ります。

2) 上水道を安定供給する

市民が将来にわたって安心して上水道を利用できるよう安全で安定した供給体制を確立するため、未給水地域の解消に向けた施設等の整備や安定的な水源の確保に努めます。

3) 生活排水を適切に処理する

市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質の保全を図るため、地域の実情に合わせて公共下水道等の安定的かつ効率的な処理の手法を選択し、汚水処理施設などを整備し、各地域における生活排水の適切な処理を推進します。

4) 緑に親しめる環境づくりを推進する

市民が身近な自然とふれあい、潤いと安らぎのある生活を送ることができる環境づくりを推進するため、身近なレクリエーション、コミュニティ形成の場となる公園緑地などの緑に親しめる環境づくりや里地・里山・樹林地の保全を推進します。

5) 災害に強いまちづくりを推進する

子どもから高齢者まで全ての人が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、市民と行政等が連携した自主防災組織の育成や各種防火団体の充実など、総合的な防災体制の強化を図るとともに、消防署・所の整備や消防通信体制の高度化、消防団の充実など、消防力の強化・充実を図ります。

6) 地域情報化を推進する

地域間交流を促進し新市の一体性を確保するとともに、市民生活の利便性の向上を図るため、生活に密着した各種情報システムや公共施設間を結ぶ情報通信ネットワークなどの整備を推進し、情報通信基盤や利用環境を充実します。

(3) 健康で安心して生活できるまちづくり

新市にある施設や人材などの資源を有機的に活用して、保健・医療・福祉など基礎的なサービスを総合的に提供することにより、すべての市民が住み慣れた地域社会の中で、健康で安心して暮らすことができる都市をつくります。

1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する

市民が生涯にわたって健康な生活を送り安心して暮らすことができるよう、地域における保健・福祉サービス提供体制を整備し、医療と連携を図りながら、ライフステージに応じたきめ細かなサービスを市民の身近な場所において総合的に提供します。

2) バリアフリーのまちづくりを推進する

高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、公共施設や公園・道路等のバリアフリー化を推進します。

3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する

高齢者や障害者が、身近な地域で福祉サービスを利用し、住み慣れた地域において健康で生きがいを持ちながら安心して生活することができるよう、在宅・施設福祉サービスを充実するとともに、関係機関と連携しながら、働く機会の確保に努めます。

4) 子育て支援を充実する

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、障害児の療育体制の拡充や地域における育成環境の充実を図るとともに、保育園の整備・機能拡充により多種多様な保育ニーズに対応するサービスを提供し、子育て支援をより一層充実します。

5) 生活衛生を向上する

市民が安全で衛生的な暮らしを送れるようにするため、食品の安全性の確保に向けた対策に取り組むとともに、新斎場や霊園等の整備を進め、生活衛生を向上します。

2 個性と特性を生かした地域の創造

(1) 市民・地域自治を培うまちづくり

住民自治を高めるしくみの導入や活動拠点の整備などにより，市民が共に支えあい誰もが生き生きと活動することができる地域をつくります。

1) 市民主体のまちづくりを推進する

市民が誇りと愛着を持って，いつまでも安全で安心して暮らすことのできる，触れ合いと連帯，市民の創意と工夫に支えられた市民主体のまちづくりを推進するため，多様な市民活動を積極的に支援するとともに，協働のルールづくりやネットワークづくり，市民自らの個性と能力を発揮できる機会の創出などの活動環境の整備を進めます。

2) 個性のある地域づくりを推進する

新市における各地域が地域の特性を生かした個性ある地域づくりを行えるよう，身近な地域課題を自ら取り組み・解決できる体制の構築とともに，住民が主体となった地域づくり活動への支援やその拠点となる施設の整備を行います。

3) 市民に身近な行政を推進する

複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するとともに，地域の特性を生かした施策を展開できるようにするため，身近な地域における行政サービスの充実やサービス提供体制の整備に努めます。

(2) 豊かな人間性を育むまちづくり

地域資源を生かした学校教育の充実や魅力ある学校づくりとともに，家庭と地域の教育力の向上，食育の推進などに努めることにより，21世紀の新市を担う子どもたちが，のびのびとたくましく育つ地域をつくります。

また，学習や文化など様々な分野で多様な能力を発揮できる環境を整備し，市民一人ひとりが心豊かで生き生きと生活できる地域をつくります。

さらには，産業集積を生かした職業教育の充実を図ることにより，新市の産業を担う将来の職業人が多用な能力を育み活躍できる地域をつくります。

1) 学校教育を充実する

子どもたちがより良い環境の中で学ぶことができるよう学校教育の充実を図るため，各地域の小中学校施設の老朽度や耐震性などを踏まえた計画的な整備や，教育情報ネットワークの活用などを推進するとともに，家庭と地域の教育力を向上し，地域と連携した魅力ある学校づくりを推進します。

また，将来の産業界を担う職業人の育成に向け，産業教育の充実に努めます。

2) 生涯学習を推進する

個性と魅力ある地域づくりを担う市民を育てる生涯学習を推進するため，市民の多様な学習ニーズに応え，より良い環境の中で学ぶことができるよう，生涯学習施設や図書館などの整備を行います。

3) 地域文化を振興する

市民が地域の歴史や文化に誇りと愛着を持ち、自主的で創造的な文化活動を展開することにより個性的で魅力ある地域とするため、文化財の保護・活用や地域の伝統文化の継承に向けた取組を進めるとともに、文化活動の拠点となる施設の整備などを進め、地域文化を振興します。

4) 生涯スポーツを推進する

幼児から高齢者まで、すべての市民が目的に応じて、身近なところでスポーツに親しむことができるよう、地域が主体的かつ組織的に取り組むスポーツ活動を促進するとともに、総合運動公園などのスポーツ施設の整備を進めます。

3 人，モノ，情報が活発に交流する活力の創造

(1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

都市拠点などにおいて、「買う、味わう、学ぶ、遊ぶ、触れ合う、憩い安らぐ、住む」など多様な都市機能を備えることにより、多くの市民と来訪者が集い・交流する、魅力とにぎわいのあるまちをつくりまします。

1) 都市拠点機能を向上する

多様で高度なニーズに対応できる中心市街地の形成に向け、都市の核としての風格・機能と快適な住環境を整え、広域都市圏の中心都市として活力を高めるため、JR宇都宮駅東口地区などの都市拠点においては、人・モノ・情報が集まる広域交流機能、都心居住機能を導入します。

また、高次の都市機能や商業・業務・サービス機能の集積を図り、回遊性の高い魅力ある都市空間を創出するため、市街地再開発事業などを実施するとともに、道路景観やファサード（店舗などの正面外観）などの整備を進めます。

2) 地域拠点機能を向上する

都市機能と居住環境のバランスがとれた地域の発展拠点の形成に向けて、商業・業務、基礎的な教育・文化・交流などの地域拠点機能の向上を図るため、土地区画整理事業などの整備手法を活用して地域特性を生かした拠点開発や良好な住環境を形成します。

(2) 豊かで活力あるまちづくり

100万人の商圈、国内有数の工業団地への産業集積、優良な農地などを背景に、産・学・官の連携を強化しながら、それぞれの産業の活性化を進めることにより、商業・工業・農業の均衡のとれた活力あるまちをつくりまします。

また、歴史や文化などの魅力ある資源を活用した観光を推進することにより、交流とにぎわいを創出できるまちをつくりまします。

1) 商業・サービス業を振興する

経済環境の変化や消費者ニーズに対応した、商圏の中心都市にふさわしい活力にあふれた商業・サービス業を振興するため、地域の拠点に形成された既存の都市機能の集積を生かし、新規開業の支援を行い、新たな商業の担い手の育成や、時代にあった業種の創出に努めます。

2) 活力ある工業を振興する

企業の立地や高度技術産業の集積が進み工業都市として発展してきた特性を生かし、今後も地域経済の自立的発展を図るため、企業ニーズ、産業構造、流通形態の変化に対応した産業拠点の整備などにより企業誘致を進めるとともに、産・学・官の交流や連携を深め起業化を支援し、新市の活力ある工業を振興します。

3) 魅力ある農林業を振興する

生産性・収益性が高く、人々の生命や暮らしを支える安全で良質な食を安定的に供給することのできる魅力ある農林業を振興するため、生産基盤の整備や担い手の確保・育成などに努めるとともに、地産地消の推進や、主産地の形成などによる農業生産の振興、環境保全型農業の推進を図ります。

また、農村地域の活力の維持・向上を目指して、地域の資源を生かした都市と農山村の交流を推進するため、交流の拠点となる施設を整備します。

4) 地域資源を生かした観光を振興する

今後、さらに進行する少子・高齢、人口減少社会の中にあっても、人・モノ・情報が活発に交流し、にぎわいを創出することのできる都市となるよう、歴史文化、自然、伝統芸能など地域の資源を最大限に生かしながら、拠点となる施設の整備や観光ネットワークづくり、効果的な情報発信の仕組みづくりなどを進めます。

V 地域別計画

1 計画の目的及び地域区分

土地の利用状況，生活圏としてのまとまり，地域におけるまちづくりの経緯や現況，今後の発展性や地域自治の方向などを考慮して次の3地域に区分し，その地域の現状や課題を明らかにするとともに，地域特性を生かした個性ある発展方向と取組を示し，地域の主体的なまちづくりの指針とします。



2 地域ごとの計画

(1) 宇都宮地域

現状と課題

宇都宮地域は，恵まれた自然環境や立地条件，先人の築いた歴史と伝統のもとで，農業・商業・工業のバランスがとれた産業地域，人・モノ・情報が活発に行き交う地域として，県の政治・経済・文化の中心として発展してきました。

これまで，地域の資源を生かして住みよいまちづくりを進めてきましたが，今後も地域住民にとって安全で安心かつ快適な生活環境の確保・充実が不可欠であることに加えて，新市のさらなる発展のためには，その中核地域として，地域住民及び周辺の人々が引き続き住み続けたいと感じる魅力や，高次な都市機能を有することが求められています。

こうした中で，本地域が，新市の産業活動を牽引し住民交流の中核を担う地域としてその役割を担っていくためには，都心地区，テクノポリスセンター地区，東谷・中島地区，JR雀宮駅周辺を都市機能の集積を図る拠点と位置づけ，商業・業務，交流機能などの強化により拠点性の向上を図る必要があります。

また，産業構造・流通形態の変化に対応した産業拠点の整備促進や企業活動の支援に努めるとともに，県との連携と適切な役割分担のもと，競輪場通りをはじめとした3環状12放射道路整備の着実な推進，公共交通ネットワークの構築に向けた新交通システムの導入など，総合的な交通ネットワークの整備を進める必要があります。

さらに，住民生活を支える基礎的な公共サービスを円滑に提供するため，上下水道などの生活基盤を整備するとともに，多様化する市民生活への対応や地域活動支援など，健康的かつ快適な地域生活に必要な不可欠な生活関連施設を整備・充実する必要があります。

地域の目標像

「高次な都市機能を備えた 魅力とにぎわいのある地域」

地域づくりの基本方針

高次な都市機能を有し、多くの人々が訪れ、過ごす、北関東の中核拠点都市としてふさわしい魅力を備えた地域となるよう、商業・業務・文化などの都市機能の拡充・強化を図るとともに、機能的で活力ある産業・住民活動を支える基盤や環境の整備を推進します。

主要施策・事業

一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造

快適に移動できるまちづくり

道路ネットワークの整備 : 都市計画道路整備事業, 道路新設改良事業

公共交通ネットワーク整備の推進 : 新交通システムの導入

良好な生活基盤を備えたまちづくり

廃棄物の適正処理の推進 : ごみ処理施設等整備事業

上水道の安定供給 : 上水道拡張事業

生活排水の適切な処理 : 公共下水道整備事業

健康で安心して生活できるまちづくり

高齢者・障害者の福祉サービスの充実 : 高齢者福祉施設整備事業

子育て支援の充実 : 児童の健全育成環境の整備, 児童福祉施設の整備・充実

生活衛生の向上 : 新斎場の整備

個性と特性を生かした地域の創造

市民・地域自治を培うまちづくり

市民主体のまちづくりの推進 : 地域コミュニティセンター整備事業

豊かな人間性を育むまちづくり

学校教育の充実 : 小中学校校舎整備事業, 小中学校体育館・武道場整備事業

生涯学習の推進 : 図書館整備事業

人・モノ・情報が活発に交流する活力の創造

魅力とにぎわいのあるまちづくり

都市拠点機能の向上 : 宇都宮駅東口地区整備事業, 市街地再開発事業の推進,
(仮称)市民プラザ整備, 都心部道路景観の整備

地域拠点機能の向上 : 雀宮駅周辺地域整備,
土地区画整理事業の推進(宇都宮大学東南部第1ほか)

豊かで活力あるまちづくり

活力ある工業の振興 : 次世代モビリティ産業の集積促進

(2) 上河内地域

現状と課題

上河内地域は、鬼怒川の清流と地域のシンボルである羽黒山をはじめとする豊かな自然環境や歴史と伝統に恵まれ、従来から農業を中心として発展してきました。

近年、都市近郊の立地条件などを生かし、ハウス栽培による施設園芸も盛んになってきており、また、民間企業による宅地開発も進み、緩やかながらも都市化が進展し人口も増加しています。このような動向にある中、地域生活の核となるような秩序ある街並みの形成に向けて基礎的な居住環境の整備が求められています。

さらに、主要地方道藤原・宇都宮線の4車線化、国道293号の改良と相まって、東北自動車道上河内SAにおけるスマートICの社会実験も恒久化に向けた段階を迎えています。こうした道路環境を生かしながら、商業集積など、市北部における生活拠点機能を高めていく必要があります。

こうした中で、市北部の地域拠点にふさわしいまちづくりを推進するためには、中里原地区を地域の居住環境をより一層向上させていく拠点として位置づけ、土地区画整理事業の整備手法を活用して良好な生活環境を形成する必要があります。

さらに、活力あふれる地域づくりを進めるため、地域の特性を生かした農林業の振興を図るとともに、地域住民が安心して文化的な生活を営むことができるよう、上下水道や教育施設などの生活基盤を整備する必要があります。

地域の目標像

「自然と人が共生し 安心して暮らせる活力あふれる地域」

地域づくりの基本方針

水と杜に育まれた自然と人が共生し、安心して暮らすことができる生活環境が整い、活力と魅力あふれる地域となるよう、快適な都市生活を支える居住機能の拡充強化を図るとともに、地域農業の振興と住民活動を支援する地域環境の整備を推進します。

主要施策・事業

一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造

快適に移動できるまちづくり

道路ネットワークの整備 : 道路新設改良事業, スマートIC恒久設置事業

良好な生活基盤を備えたまちづくり

上水道の安定供給 : 上水道事業統合整備

生活排水の適切な処理 : 公共下水道整備事業

健康で安心して生活できるまちづくり

子育て支援の充実 : 児童の健全育成環境の整備

個性と特性を生かした地域の創造

豊かな人間性を育むまちづくり

学校教育の充実 : 中学校校舎整備事業, 中学校体育館整備事業

生涯学習の推進 : 生涯学習センター整備事業

人・モノ・情報が活発に交流する活力の創造

魅力とにぎわいのあるまちづくり

地域拠点機能の向上 : 中里原土地区画整理事業

豊かで活力あるまちづくり

魅力ある農林業の振興 : 農産物直売所等整備事業, 農道整備事業, 林道整備事業

地域資源を生かした観光の振興 : 地域交流館整備事業

(3) 河内地域

現状と課題

河内地域は、本市北東部に位置し、中心部やＪＲ宇都宮駅に近いという立地条件により宅地開発が進み、多くの住宅団地が造成され、現在も人口が増加傾向にあります。このような中、鬼怒川の豊かな水の恵みを受けて、水稻を中心とした農業と住環境の整った住宅地域とが調和したなかで発展してきました。

しかしながら 本地域の玄関口であるＪＲ岡本駅の西側に広がる従来からの既成市街地は、住宅が密集し、道路の幅も狭いことから、緊急時などにおける不安が増している上、西側には駅入口が無く不便を来たしています。東側においては、交通網、防犯、バリアフリー化などを考慮した中で西側との一体性を確保する必要があります。

また将来、高齢化が急速に進むことが予測されるため、豊かな自然環境の中で、地域住民の誰もが生涯を通し安心して住み続けることができるよう、安全でうるおいのある環境の整備が求められています。

こうした中で、住みやすい環境づくりを進めるためには、ＪＲ岡本駅西側の既成市街地においては、土地区画整理事業により住環境の改善や防災性の向上を図るとともに、併せて駅東西のいずれからも乗降できる連絡通路（橋上駅舎の検討も含む）の整備など、駅周辺都市機能の充実化・効率化を図る必要があります。他の区域においては、上下水道などの生活基盤を整備する必要があります。

また、河内地域が新市の中で一体的な行政サービスを展開するために、必要な拠点施設を充実するとともに、団塊の世代の学習意欲に応えるための学習施設の充実を図る必要があります。

さらに、従来から進めてきたスポーツを通じた地域住民の相互の交流をより一層深めるため、スポーツ・レクリエーションの活動環境の充実を図る必要があります。

地域の目標像

「水と緑に囲まれ やさしい居住空間にあふれる住みやすい地域」

地域づくりの基本方針

豊かな自然環境と質の高い居住環境が調和した、暮らしやすく、触れ合い交流に満ちた

地域となるよう、都市・生活基盤が整った住宅市街地の創出をさらに進めるとともに、スポーツ・レクリエーションなど高い公共機能を有する施設整備を推進します。

主要施策・事業

一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造

快適に移動できるまちづくり

道路ネットワークの整備 : 道路新設改良事業

良好な生活基盤を備えたまちづくり

生活排水の適切な処理 : 公共下水道整備事業

個性と特性を生かした地域の創造

市民・地域自治を培うまちづくり

個性のある地域づくりの推進 : 地域自治拠点整備事業

豊かな人間性を育むまちづくり

学校教育の充実 : 小中学校校舎整備事業, 小中学校体育館整備事業,
小中学校プール整備事業

生涯学習の推進 : 中央公民館改修整備事業

生涯スポーツの推進 : 総合運動公園整備事業

人・モノ・情報が活発に交流する活力の創造

魅力とにぎわいのあるまちづくり

地域拠点機能の向上 : 岡本駅西土地区画整理事業, 岡本駅前周辺整備事業

豊かで活力あるまちづくり

魅力ある農林業の振興 : 農村公園等整備事業, 農道整備事業

県事業の推進

1 栃木県の役割

(新市の位置付け)

新市は、県土の約 6.5%の市域に栃木県の人口の約 25%を占めます。また、国内有数の工業団地群や先端技術産業、産業支援機能が集積します。このようなことから、北関東最大の都市として、栃木県の政治・経済の中心地として、広域的な発展を先導していくことがこれまで以上に期待されます。

(県の役割)

広域自治体として、住民に最も身近で地域の実情に通じた基礎自治体である市と連携・協力し、新しいまちづくりを積極的に支援・推進します。また、合併に伴う新たな財政需要に対して、市町村合併支援交付金により財政支援を行います。

2 栃木県の事業

広域交通ネットワークの充実

新市の一体性を速やかに確保し、新市各地域の多様な資源の連携を強化するため、主要地方道藤原宇都宮線や主要地方道宇都宮河内線など、旧市町間を結ぶ幹線道路の整備に取り組みます。また、栃木県全体の中心となる発展を促進するため、主要地方道宇都宮真岡線や主要地方道宇都宮向田線など、新市と県内各地域とを連携する幹線道路の整備に取り組みます。

さらに、国土の骨格となる交通軸に位置するなどの立地性を生かしさらなる発展を図るため、北関東自動車道の整備促進や、常総宇都宮東部連絡道路などの幹線道路の整備、東北自動車道上河内スマートICの本格導入など、県外各地とのアクセス強化に取り組みます。

ゆとりと安心のある都市生活環境の整備

優れた業務機能と自然景観などのバランスのとれた都市空間をつくるため、うるおいをもたらす公園・街路などの整備に取り組みます。また、安全で快適な暮らしが送れる生活環境を確保するため、江川や姿川などの河川の整備に取り組むとともに、新市各地域の生活道路や公共下水道などの生活基盤の整備を支援します。

高次都市機能を有する都市拠点の形成

広域的な中心都市としてふさわしい拠点性の向上と中心部へのアクセス強化を図るため、宇都宮駅東地区など高次都市機能の蓄積を図る市街地整備や中心市街地活性化を支援・促進するとともに、新交通システム導入に当たっての課題解決策の検討を進めます。さらに、都市計画道路大通りをはじめとした放射状道路や内・都心環状道路について、新市と緊密な連携を図りながら着実に整備を推進します。

研究開発機能などの集積や地域産業の高度化の支援

工業団地や高度技術産業の集積を生かし、新市が栃木県の経済の自立的発展を牽引し続ける地域となるよう、宇都宮テクノポリスセンター地区や東谷・中島地区などの整備を促進します。

魅力ある農林業の確立と、都市と農山村の交流促進

新市の優れた立地性、アクセス性や豊かな自然環境を生かした多様なニーズに対応できる競争力の高い農林業の確立と、農村地域の活力の維持・向上を図るため、農林業生産基盤や供給体制の整備に取り組むとともに、新市各地域の農村景観の保全・活用のための支援や、市民農園や観光農園等を生かした都市と農山村との交流を促進します。

公共施設の適正配置

少子・高齢化の進展により既存公共施設のストックと需要のアンバランスが見込まれる中、新市の各地域においては、これまで基礎自治体として自己完結的に施設整備を進めてきました。

今後、合併に伴い利用可能な同種の施設が重複することが予想されることから、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう市民の利便性や地域の特性・バランスに十分配慮することを基本として、既存施設の有効活用や施設規模の適正化、機能の複合化・集約化など、経営的視点にも立ち公共施設の適正配置を進めます。

また、合併に伴い支所となる庁舎などは、市民サービスの低下を招かないよう配慮するのみならず、地域自治制度の拠点として地域行政機関や住民代表組織、住民組織がそれぞれの機能を十分発揮し制度の円滑な運用が図られるよう、必要な施設の整備を図ります。

財政計画

1 基本的な考え方

本財政計画は、合併年度を含む平成 18 年度から平成 28 年度までの 11 年間の財政状況について、普通会計ベースで作成しています。

作成にあたっては、合併後の新市においても健全な財政運営を継続することを基本とし、歳入歳出の項目ごとに過去の実績推移を踏まえ、合併に係る地方交付税の特例措置や人件費などの経費の削減のほか、上河内及び河内地域が市に移行することに伴う、扶助費などの新たな経費の増加を見込んでいます。

項目ごとの主な内容は次のとおりです。

2 歳入

(1) 市税

過去の実績推移と今後の経済見通し、人口推移等を勘案して推計しています。また、国の税制改正等を考慮して推計しています。

(2) 地方譲与税・交付金

過去の実績推移を踏まえるとともに、今後の経済見通し等を勘案して推計しています。

(3) 地方交付税

国の財政構造改革の影響を考慮しながら、普通交付税の算定の特例（合併算定替）を見込んで推計しています。

(4) 国庫支出金

過去の実績推移を踏まえるとともに、国の財政構造改革の影響を考慮しながら、上河内及び河内地域の生活保護費負担分等を見込んで推計しています。

(5) 県支出金

過去の実績推移を踏まえるとともに、国の財政構造改革の影響を考慮しながら、合併に係る財政支援として合併支援交付金を見込んで推計しています。

(6) 繰入金・繰越金

財政調整基金繰入金は見込まないが、減債基金など特定目的基金からの繰入金を見込んで推計しています。

(7) 市債

後年度負担を考慮した起債を見込んで推計しています。

3 歳出

(1) 人件費

合併による特別職，議員の削減，業務の効率化による職員の減員を勘案して推計しています。

(2) 物件費

過去の実績推移を踏まえるほか，外部委託の推進や上河内及び河内地域の中核市事務の増加を見込んで推計しています。

(3) 維持補修費

過去の実績推移を踏まえ，概ね現状で推移するものと推計しています。

(4) 扶助費

過去の実績推移を踏まえるとともに，高齢人口の増加などを勘案して推計しています。

また，上河内及び河内地域の生活保護費や児童扶養手当などの増加を見込んで推計しています。

(5) 補助費等

過去の実績推移を踏まえ，概ね現状で推移するものと推計しています。

(6) 公債費

既発行の償還見込額に今後発行する市債の償還見込額を加えて推計しています。

(7) 積立金・貸付金

過去の実績推移を踏まえ，概ね現状で推移するものと推計しています。

(8) 投資・出資金

水道事業や下水道事業などの将来の収支見通しを考慮して推計しています。

(9) 繰出金

過去の実績推移を踏まえるとともに，国民健康保険事業や介護保険事業などの将来の収支見通しを考慮して推計しています。

(10) 投資的経費

主要事業を考慮し，歳入総額から投資的経費以外の経費を除外したものを投資的経費としています。

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	18年度 予算	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
市 税	87,477	95,211	96,743	96,617	98,069	99,502	99,548	101,011	102,508	102,508	104,038
地方譲与税・交付金	14,862	9,218	9,414	9,531	9,648	9,770	9,893	10,021	10,151	10,280	10,415
地 方 交 付 税	2,198	2,096	2,010	1,929	1,852	1,759	1,671	1,587	1,508	1,433	1,264
分担金及び負担金	2,273	2,395	2,483	2,498	2,499	2,499	2,499	2,499	2,499	2,499	2,499
使用料及び手数料	4,890	4,968	5,012	5,056	5,101	5,101	5,101	5,101	5,101	5,101	5,101
国 庫 支 出 金	18,617	19,976	19,299	19,553	20,210	20,674	21,152	21,644	22,152	22,676	23,216
県 支 出 金	5,795	6,009	6,737	6,495	6,315	6,315	6,315	6,315	6,315	6,315	6,315
財産収入・寄附金	1,024	1,159	1,021	1,051	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261
繰入金・繰越金	4,380	1,968	2,008	2,381	3,234	2,535	2,372	2,073	1,172	1,457	870
諸 収 入	13,324	11,930	11,864	11,961	11,758	11,758	11,758	11,758	11,758	11,758	11,758
市 債	9,211	7,312	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
歳入合計	164,051	162,242	162,591	163,072	165,947	167,174	167,570	169,270	170,425	171,288	172,737

【歳出】

(単位：百万円)

区 分	18年度 予算	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
人 件 費	33,551	33,013	32,709	32,328	32,360	30,957	31,063	30,554	30,113	30,768	29,671
物 件 費	21,343	22,191	22,235	22,537	22,989	23,375	23,767	24,166	24,572	24,984	25,404
維持補修費	2,830	2,865	2,894	2,923	2,952	2,981	3,011	3,041	3,072	3,102	3,133
扶 助 費	24,906	26,386	26,663	27,561	28,726	29,876	31,082	32,345	33,669	35,058	36,515
補 助 費 等	11,222	10,558	10,494	10,315	10,117	10,117	10,117	10,117	10,117	10,117	10,117
公 債 費	17,455	17,787	18,048	17,422	16,538	15,463	14,466	13,616	11,989	10,386	9,874
積立金・貸付金	12,292	11,241	11,180	11,084	11,074	11,074	11,074	11,074	11,074	11,074	11,074
投資・出資金	1,313	1,312	1,155	1,122	1,122	1,122	1,122	1,122	1,122	1,122	1,122
繰 出 金	10,048	10,243	9,961	10,437	10,983	11,329	11,635	11,954	12,287	12,635	12,999
投資的経費	29,091	26,646	27,252	27,343	29,086	30,880	30,233	31,281	32,410	32,042	32,828
歳出合計	164,051	162,242	162,591	163,072	165,947	167,174	167,570	169,270	170,425	171,288	172,737

計画の推進方策

この計画は、新しい宇都宮のまちづくりの基本指針であり、市民、事業者及び市が、まちづくりの目標や取り組む施策事業などについて共通の認識をもち、それぞれが役割を果たすことによって、新市を北関東の中心都市としてふさわしい魅力と機能を備えたまちにしようとするものです。

そのためには、計画の普及に努めるとともに、計画に盛り込まれた施策などを的確に推進する体制を確立するなどの方策を講じる必要があります。

1 地域の個性・特性を伸ばす体制の拡充

上河内・河内地域においては、新市としての一体性を保ちながら、都市内分権を推進し、住民自治を拡充することにより個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを実現するため、地域自治を推進する拠点としての地域行政機関と地域の総意を行政に反映させる住民代表組織をそれぞれの地域に設置し、地域に関する計画の策定や施策事業の推進とともに、基本計画の執行状況などへの意見を述べるなど、地域の個性や特性を生かした自立性の高い地域を創造します。

宇都宮地域においても、地域の行政拠点を軸とした総合サービスの展開や地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを進めるため、地区市民センターを地域まちづくりの総合行政機関として機能を拡充・強化し、地域主体のまちづくりに必要な行政体制の整備を図るとともに、住民による地域課題の解決や地域まちづくり計画の策定などへの支援・調整の体制を充実し、住民自治を基本としたまちづくりを行う地域を実現します。

2 パートナーシップ型まちづくりの推進

計画を実現するためには、市の取組はもちろんのこと、市民、事業者、民間団体など様々なまちづくり主体との連携や協働を基本とする取組が不可欠です。

そのため、計画に位置づけた施策事業の内容や進捗状況などの情報を迅速かつ分かりやすく提供し、市民をはじめ様々な主体の意見等の把握に努めるとともに、協働のためのルールづくりや役割分担の明確化などを進め、地域における協働型事業の展開を図ることにより、市民と一体となった協働と参画のまちづくりを進めます。

3 計画の具体化と変化への対応

合併後の10年間に新しい宇都宮を築く基本方針である本計画を受け、自治体の行政運営の拠り所となる総合計画（基本構想・基本計画）を策定することになります。これらの計画が示すまちづくりの具体化にあたっては、各施策分野の計画の改定や総合計画実施計画の策定において、さらに詳細な事業内容や事業量及びスケジュールを明らかにした上で、計画的な施策事業の推進に努めます。

なお、施策事業の推進に当たっては、国・県の補助金の積極的な導入や合併推進債などの有効な活用により、健全な財政運営に努めます。

また、計画の推進に当たっては、社会経済状況の変化や市民ニーズなどに適切かつ柔軟に

対応するため、計画期間中においても個々の事業内容の検討を行い、時代の変化に対応した戦略的な施策展開に必要な事業の積極的な推進に努めます。

資 料 編

1 新市の現況

(1) 位置と地勢

気 候

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温()	2.1	2.8	6.2	12.1	16.8	20.3	23.8	25.3	21.4	15.7	9.7	4.4
降水量(mm)	26.8	46.9	81.5	119.3	144.1	193.6	183.9	201.0	234.5	120.1	66.3	25.5

出典：宇都宮地方気象台「栃木県気象年報」
1971～2000年の平均

(3) 人口・世帯数

外国人登録人口

平成 17 年 12 月末現在 (単位：人)

	合計	中国	韓国又は朝鮮	ブラジル	タイ	フィリピン	ペルー	米国	ヴェトナム	イラン	スリ・ランカ	英国	インドネシア	オーストラリア	インド	その他	
新市(合計)	8,015	2,660	1,312	1,169	744	697	289	237	122	70	64	57	36	36	21	501	
内 訳	宇都宮	7,760	2,580	1,285	1,154	699	657	268	230	122	69	64	57	35	32	21	487
	上河内	55	11	2	0	13	17	0	3	0	0	0	0	0	0	0	9
	河内	200	69	25	15	32	23	21	4	0	1	0	0	1	4	0	5
栃木県全体	33,040	6,617	3,144	8,943	1,639	3,224	4,074	549	683	258	473	135	327	104	241	2,629	
新市内訳(%)	100.00	33.19	16.37	14.59	9.28	8.70	3.61	2.96	1.52	0.87	0.80	0.71	0.45	0.45	0.26	6.25	
県内訳(%)	100.00	20.03	9.52	27.07	4.96	9.76	12.33	1.66	2.07	0.78	1.43	0.41	0.99	0.31	0.73	7.96	
県に占める割合(%)	24.26	40.20	41.73	13.07	45.39	21.62	7.09	43.17	17.86	27.13	13.53	42.22	11.01	34.62	8.71	19.06	

宇都宮地域合併協議会調べ

(5) 経 済

産業別事業所数

平成 16 年 6 月 1 日現在 (単位：所)

	総 数	農林漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業
新市(合計)	21,239	40	20	2,144	1,369	5	547	9,284	409	983	6,438
内 訳	宇都宮	20,137	27	15	2,001	1,235	5	8,872	399	964	6,107
	上河内	292	7	5	45	51	-	85	1	2	84
	河内	810	6	-	98	83	-	23	9	17	247
栃木県全体	93,456	401	112	11,217	11,780	32	2,345	38,152	1,202	4,119	24,096
新市内訳(%)	100.00	0.19	0.09	10.09	6.45	0.02	2.58	43.71	1.93	4.63	30.31
県内訳(%)	100.00	0.43	0.12	12.00	12.60	0.03	2.51	40.82	1.29	4.41	25.78
県に占める割合	22.7%	10.0%	17.9%	19.1%	11.6%	15.6%	23.3%	24.3%	34.0%	23.9%	26.7%

出典：「平成 16 年事業所・企業統計調査」をもとに宇都宮地域合併協議会にて作成

産業別従事者数（民営）

平成 16 年 6 月 1 日現在（単位：人）

	総数	農林漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	
新市(合計)	219,737	547	127	19,341	41,003	919	14,635	74,754	8,062	3,310	57,039	
内訳	宇都宮	208,606	393	100	18,338	36,823	919	13,735	72,135	7,993	3,264	54,906
	上河内	3,391	100	27	363	1,405	-	281	616	1	5	593
	河内	7,740	54	-	640	2,775	-	619	2,003	68	41	1,540
栃木県全体	843,842	4,611	1,493	72,096	237,824	2,347	47,873	248,902	17,859	9,745	201,092	
新市内訳(%)	100.00	0.25	0.06	8.80	18.66	0.42	6.66	34.02	3.67	1.51	25.96	
県内訳(%)	100.00	0.55	0.18	8.54	28.18	0.28	5.67	29.50	2.12	1.15	23.83	
県に占める割合	26.0%	11.9%	8.5%	26.8%	17.2%	39.2%	30.6%	30.0%	45.1%	34.0%	28.4%	

出典：「平成 16 年事業所・企業統計調査」をもとに宇都宮地域合併協議会にて作成

製造品出荷額等（従業員 4 人以上の事業所）

平成 16 年 12 月 31 日現在

	事業所数（所）	従事者数（人）	製造品出荷額等（万円）	生産額（万円）
新市（合計）	646	34,226	161,603,840	160,431,530
内訳	宇都宮	563	30,669	153,214,572
	上河内	38	1,222	2,593,116
	河内	45	2,335	5,796,152
栃木県全体	5,655	203,200	804,118,357	804,045,719
県に占める割合	11.4%	16.8%	20.1%	20.0%

出典：「平成 16 年工業統計調査速報」

年間商品販売額

平成 16 年 6 月 1 日現在

	事業数（店）			従事者数（人）			年間商品販売額（万円）			
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	
新市（合計）	6,210	1,870	4,340	50,426	18,815	31,611	259,339,222	197,405,225	61,933,997	
内訳	宇都宮	5,922	1,826	4,096	48,466	18,365	30,101	253,973,084	194,340,361	59,632,723
	上河内	63	8	55	383	156	227	1,691,895	1,404,705	287,190
	河内	225	36	189	1,577	294	1,283	3,674,243	1,660,159	2,014,084
栃木県全体	25,752	5,545	20,207	165,252	44,195	121,057	547,239,577	340,077,703	207,161,874	
新市内訳（%）	100.0	30.1	69.9	100.0	37.3	62.7	100.0	76.1	23.9	
県内訳（%）	100.0	21.5	78.5	100.0	26.7	73.3	100.0	62.1	37.9	
県に占める割合	24.1%	33.7%	21.5%	30.5%	42.6%	26.1%	47.4%	58.0%	29.9%	

出典：「平成 16 年商業統計調査速報」

農業産出額

平成 16 年の 1 年間の産出額（単位：千万円）

	総額	米	野菜	畜産	その他	
新市（合計）	2,125	905	535	231	454	
内訳	宇都宮	1,563	583	434	169	377
	上河内	255	163	51	14	27
	河内	307	159	50	48	50
栃木県全体	27,691	8,559	7,333	8,758	3,041	
新市内訳	100.0%	42.6%	25.2%	10.9%	21.4%	
県内訳	100.0%	30.9%	26.5%	31.6%	11.0%	
県に占める割合	7.7%	10.6%	7.3%	2.6%	14.9%	

出典：農林水産省「平成 16 年生産農業所得統計」

2 新市の社会経済の見通し

* 推計値は端数処理のため、地域の人口の合計と総人口が一致しない場合がある。

(1) 人口の見通し

(人)

総人口		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2005 平 17	2010 平 22	2016 平 28
総人口		439,551	465,162	477,215	487,560	502,279	510,108	512,164
地域の人口	宇都宮地域	405,375	426,795	435,357	443,808	457,557	462,571	461,434
	上河内地域	7,910	8,284	9,242	9,442	9,545	9,892	10,319
	河内地域	26,266	30,083	32,616	34,310	35,177	37,646	40,411

出典：昭和 60～平成 12 年は総務省「国勢調査」，平成 17 年は国勢調査（速報値）

年齢構造

年齢 3 区分別人口の推移

(人)

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2005 平 17	2010 平 22	2016 平 28
人口	15 歳未満	102,843	91,002	79,904	74,333	73,603	73,017	69,344
	15～64 歳	299,127	326,595	338,477	341,982	344,695	338,028	321,485
	65 歳以上	37,569	46,738	57,739	70,849	83,981	99,064	121,335
構成比	15 歳未満	23.4%	19.6%	16.7%	15.2%	14.7%	14.3%	13.5%
	15～64 歳	68.1%	70.2%	70.9%	70.1%	68.6%	66.3%	62.8%
	65 歳以上	8.5%	10.0%	12.1%	14.5%	16.7%	19.4%	23.7%

出典：昭和 60～平成 12 年は総務省「国勢調査」，平成 17 年は栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査結果報告書」（平成 16 年 10 月 1 日現在）をもとに，平成 17 年国勢調査（速報値）による人口総数を按分し作成

地域別年齢 3 区分別人口構成比の推移

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2005 平 17	2010 平 22	2016 平 28
宇都宮	15 歳未満	23.3%	19.4%	16.5%	15.2%	14.6%	14.2%	13.3%
	15～64 歳	68.2%	70.5%	71.1%	70.2%	68.6%	66.3%	62.9%
	65 歳以上	8.5%	10.0%	12.1%	14.5%	16.8%	19.5%	23.8%
上河内	15 歳未満	20.3%	19.2%	18.8%	16.1%	14.1%	13.4%	13.6%
	15～64 歳	65.2%	63.4%	62.6%	63.7%	65.2%	64.9%	61.0%
	65 歳以上	14.5%	17.4%	18.6%	20.1%	20.8%	21.7%	25.3%
河内	15 歳未満	26.0%	22.3%	18.9%	16.2%	15.3%	15.5%	15.7%
	15～64 歳	65.9%	68.5%	70.4%	70.8%	69.5%	66.5%	61.8%
	65 歳以上	8.1%	9.2%	10.7%	12.9%	15.2%	18.0%	22.5%

出典：昭和 60～平成 12 年は総務省「国勢調査」，平成 17 年は栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査結果報告書」（平成 16 年 10 月 1 日現在）をもとに，平成 17 年国勢調査（速報値）による人口総数を按分し作成

世帯数

世帯数の推移

(世帯)

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2005 平 17	2010 平 22	2016 平 28
総世帯数		136,458	153,762	168,384	180,796	196,673	206,587	214,635
地域の 世帯数	宇都宮地域	127,808	143,340	156,415	167,494	182,370	191,004	197,635
	上河内地域	1,830	2,008	2,335	2,516	2,698	2,892	3,125
	河内地域	6,820	8,414	9,634	10,786	11,605	12,691	13,875

出典：昭和 60～平成 12 年は総務省「国勢調査」、平成 17 年は国勢調査（速報値）

世帯人員の推移

(人)

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2005 平 17	2010 平 22	2016 平 28
世帯人員数		3.22	3.03	2.83	2.70	2.55	2.47	2.39
地域の 世帯人 員数	宇都宮地域	3.17	2.98	2.78	2.65	2.51	2.42	2.32
	上河内地域	4.32	4.13	3.96	3.75	3.54	3.42	3.30
	河内地域	3.85	3.58	3.39	3.18	3.03	2.97	2.91

出典：昭和 60～平成 12 年は総務省「国勢調査」、平成 17 年は国勢調査（速報値）

交流人口（昼間人口）

昼間人口の推移

(人)

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2005 平 17	2010 平 22	2016 平 28
昼間人口		463,371	493,625	510,756	519,888	538,475	547,140	547,279
昼間人口 地域の	宇都宮地域	435,857	464,168	479,006	486,477	505,048	512,075	510,641
	上河内地域	6,772	7,152	7,903	7,885	7,963	8,161	8,380
	河内地域	20,742	22,297	23,808	25,526	25,464	26,904	28,259

出典：総務省「国勢調査」（昭和 60～平成 12 年）による 15 歳以上就業・通学者の域内流入人口の差分に夜間人口（年齢不詳）を加えて算定したものである。

昼夜間人口比率の推移

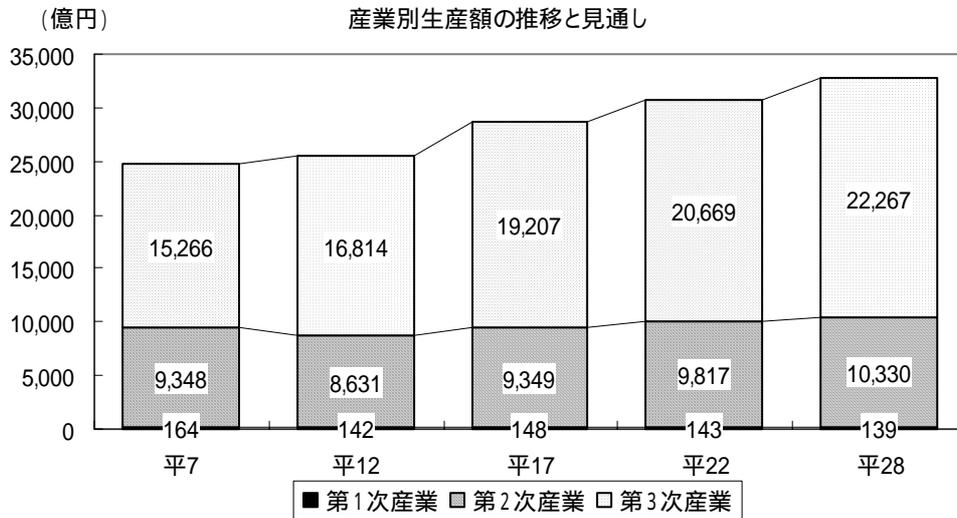
		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2005 平 17	2010 平 22	2016 平 28
昼夜間人口比		1.05	1.06	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07
地域の 昼夜間 人口比	宇都宮地域	1.08	1.09	1.10	1.10	1.10	1.11	1.11
	上河内地域	0.86	0.86	0.86	0.84	0.83	0.83	0.81
	河内地域	0.79	0.74	0.73	0.74	0.72	0.71	0.70

出典：総務省「国勢調査」（昭和 60～平成 12 年）による 15 歳以上就業・通学者の域内流入人口の差分に夜間人口（年齢不詳）を加えて算定したものである。

(2) 経済の見通し

経済規模

市内総生産額の推移



出典：「平成 15 年度 とちぎの市町村民経済計算」(平成 7～平成 12 年)
 注：各年度の名目値を県民経済計算の県内総支出デフレーター（平成 17 年度以降は予測値）を用いて実質化した。

地域別産業別総生産額の構成比の推移

		1995 平 7	2000 平 12	2005 平 17	2010 平 22	2016 平 28
宇都宮	第1次産業	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%
	第2次産業	39.6%	35.1%	34.6%	34.2%	33.9%
	第3次産業	65.4%	69.8%	71.4%	72.2%	73.0%
上河内	第1次産業	5.5%	5.1%	5.5%	5.0%	4.5%
	第2次産業	53.5%	53.4%	44.2%	42.8%	40.9%
	第3次産業	41.7%	42.2%	51.0%	52.8%	55.1%
河内	第1次産業	3.4%	2.6%	2.8%	2.5%	2.3%
	第2次産業	38.2%	38.0%	30.7%	28.4%	25.7%
	第3次産業	60.6%	61.3%	68.8%	71.7%	74.9%

出典：「平成 15 年度 とちぎの市町村民経済計算」(平成 7～平成 12 年)
 注：総生産は第 1 次～第 3 次産業の合計から帰属利子等を控除して求められているため、産業ごとの構成比を足しあげると 100%を超過する。

就業人口の見通し

産業別就業者数の推移

(人)

	昭 60	平 2	平 7	平 12	平 17	平 22	平 28
総 数	230,936	254,329	269,103	267,459	280,453	280,839	276,164
宇都宮地区	219,241	241,578	255,188	252,944	264,434	265,081	260,779
上河内地区	3,536	3,657	3,980	3,854	3,878	3,802	3,601
河内地区	8,159	9,094	9,935	10,661	10,670	10,746	10,505

出典：総務省「国勢調査」(昭和 60～平成 12 年)

注 1：従業地就業者数である。

注 2：産業分類不能を除く。

産業別就業者構成比の推移

	昭 60	平 2	平 7	平 12	平 17	平 22	平 28
構 成 比	第 1 次産業	6.2%	4.5%	3.7%	3.0%	2.5%	2.0%
	第 2 次産業	31.1%	31.7%	29.8%	28.7%	27.7%	26.9%
	第 3 次産業	62.8%	63.8%	66.5%	68.4%	69.8%	71.2%

出典：総務省「国勢調査」(昭和 60～平成 12 年)

注 1：従業地就業者数である。

注 2：産業分類不能を除く。